

# 第 13 回 佐用町議会(定例)会議録 (第 1 日)

平成 19 年 6 月 11 日 ( 月 曜 日 )

|                 |      |         |      |           |
|-----------------|------|---------|------|-----------|
| 出席議員<br>( 22 名) | 1 番  | 石 堂 基   | 2 番  | 新 田 俊 一   |
|                 | 3 番  | 片 山 武 憲 | 4 番  | 岡 本 義 次   |
|                 | 5 番  | 笹 田 鈴 香 | 6 番  | 金 谷 英 志   |
|                 | 7 番  | 松 尾 文 雄 | 8 番  | 井 上 洋 文   |
|                 | 9 番  | 敏 森 正 勝 | 10 番 | 高 木 照 雄   |
|                 | 11 番 | 山 本 幹 雄 | 12 番 | 大 下 吉 三 郎 |
|                 | 13 番 | 岡 本 安 夫 | 14 番 | 矢 内 作 夫   |
|                 | 15 番 | 石 黒 永 剛 | 16 番 | 川 田 真 悟   |
|                 | 17 番 | 山 田 弘 治 | 18 番 | 平 岡 き ぬ 糸 |
|                 | 19 番 | 森 本 和 生 | 20 番 | 吉 井 秀 美   |
|                 | 21 番 | 鍋 島 裕 文 | 22 番 | 西 岡 正     |
| 欠席議員<br>( 名)    |      |         |      |           |
|                 |      |         |      |           |
|                 |      |         |      |           |
| 遅刻議員<br>( 名)    |      |         |      |           |
|                 |      |         |      |           |
|                 |      |         |      |           |
| 早退議員<br>( 名)    |      |         |      |           |
|                 |      |         |      |           |
|                 |      |         |      |           |

|                             |                          |         |                        |           |
|-----------------------------|--------------------------|---------|------------------------|-----------|
| 事務局出席<br>職員職氏名              | 議 会 事 務 局 長              | 岡 本 一 良 | 事 務 副 局 長              | 谷 村 忠 則   |
|                             |                          |         |                        |           |
| 説明のため出席<br>した者の職氏名<br>(28名) | 町 長                      | 庵 途 典 章 | 副 町 長                  | 高 見 俊 男   |
|                             | 教 育 長                    | 勝 山 剛   | 天文台公園長                 | 黒 田 武 彦   |
|                             | 総 務 課 長                  | 達 見 一 夫 | 財 政 課 長                | 小 河 正 文   |
|                             | まちづくり課長                  | 南 上 透   | 生涯学習課長                 | 福 井 泉     |
|                             | 会 計 課 長                  | 岸 井 春 乗 | 税 務 課 長                | 上 谷 正 俊   |
|                             | 住 民 課 長                  | 山 口 良 一 | 健 康 課 長                | 井 村 均     |
|                             | 福 祉 課 長                  | 内 山 導 男 | 農林振興課長                 | 大 久 保 八 郎 |
|                             | 建 設 課 長                  | 野 村 正 明 | 地籍調査課長                 | 船 曳 利 勝   |
|                             | 商工観光課長                   | 芳 原 廣 史 | 農業共済課長                 | 田 村 章 憲   |
|                             | 下 水 道 課 長                | 寺 本 康 二 | 水 道 課 長                | 西 田 建 一   |
|                             | クリーンセンター<br>所 長          | 城 内 哲 久 | 教 育 委 員 会 長<br>総 務 課 長 | 坪 内 頼 男   |
|                             | 教 育 委 員 会<br>教 育 推 進 課 長 | 岡 本 正   | 消 防 長                  | 加 藤 隆 久   |
|                             | 天文台業務課長                  | 杉 本 幸 六 | 上 月 支 所 長              | 金 谷 幹 夫   |
|                             | 南 光 支 所 長                | 森 崎 文 和 | 三日月支所長                 | 飯 田 敏 晴   |
|                             |                          |         |                        |           |
| 欠 席 者<br>( 名 )              |                          |         |                        |           |
|                             |                          |         |                        |           |
|                             |                          |         |                        |           |
| 遅 刻 者<br>( 名 )              |                          |         |                        |           |
|                             |                          |         |                        |           |
|                             |                          |         |                        |           |
| 早 退 者<br>( 名 )              |                          |         |                        |           |
|                             |                          |         |                        |           |
|                             |                          |         |                        |           |
| 議 事 日 程                     | 別 紙 の と お り              |         |                        |           |

---

### 【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1 . 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 . 会期決定の件
- 日程第 3 . 行政報告
- 日程第 4 . 報告第 1 号 平成 18 年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 5 . 日程第 6 ないし日程第 19 について
- 日程第 6 . 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町税条例の一部を改正する条例及び佐用町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 専決第 1 号）
- 日程第 7 . 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 18 年度佐用町一般会計補正予算 第 5 号 専決第 2 号）
- 日程第 8 . 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 18 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算 第 4 号 専決第 3 号）
- 日程第 9 . 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 18 年度佐用町老人保健特別会計補正予算 第 3 号 専決第 4 号）
- 日程第 10 . 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 18 年度佐用町介護保険特別会計補正予算 第 4 号 専決第 5 号）
- 日程第 11 . 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 18 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算 第 4 号 専決第 6 号）
- 日程第 12 . 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 18 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算 第 4 号 専決第 7 号）
- 日程第 13 . 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 18 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 第 5 号 専決第 8 号）
- 日程第 14 . 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 18 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算 第 3 号 専決第 9 号）
- 日程第 15 . 承認第 10 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 18 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算 第 4 号 専決第 10 号）
- 日程第 16 . 承認第 11 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 18 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算 第 3 号 専決第 11 号）
- 日程第 17 . 承認第 12 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 18 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算 第 3 号 専決第 12 号）
- 日程第 18 . 承認第 13 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 18 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算 第 2 号 専決第 13 号）
- 日程第 19 . 承認第 14 号 専決処分の承認を求めることについて（畑作物共済の危険段階基準共済掛金率の改定について 専決第 14 号）
- 日程第 20 . 諮問第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 21 . 議案第 71 号 佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第 22 . 議案第 72 号 佐用町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 23 . 議案第 73 号 町道路線の変更について
- 日程第 24 . 日程第 25 ないし日程第 29 について
- 日程第 25 . 議案第 74 号 平成 19 年度佐用町一般会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 26 . 議案第 75 号 平成 19 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 27 . 議案第 76 号 平成 19 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について

- 日程第 28 . 議案第 77 号 平成 19 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 29 . 議案第 78 号 平成 19 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 30 . 請 願 第 1 号 次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件

---

午前 10 時 00 分 開会

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。2、3 分早いんですが、全員お揃いでございますので、始めたいと思います。

開会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに第 13 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には早朝よりお揃いでご参集賜り、誠にありがとうございます。

また、町長をはじめ、職員の皆さん方も大変ご苦労さんでございます。

立夏がすみですね、田植えが終わり、やっと夏らしくなってきたのかなと思うわけでありますけれども、議員各位には過日連絡をさせていただきましたが、県においては 6 月 1 日から、町においては、6 月の 4 日からクールビズということになって、連絡をさせていただきました。必ず上着を着てはならないということではありませんが、ひとつ、そういうことでご理解願いたいと思います。

さて、今期定例会に付議される案件は、報告案件が 1 件、専決処分が 14 件、人事に関する案件が 1 件、条例に関する案件が 2 件、町道路線の変更に関する案件が 1 件、平成 19 年度各会計の歳入歳出補正予算の案件が 5 件、請願の案件が 1 件提出されております。

何卒、議員各位にはご精励を賜り、これら諸案件につき慎重なるご審議を賜り適切妥当なる結果が得られますよう、お願いを申し上げ開会の挨拶といたします。

町長、挨拶をお願いします。

町長（庵逄典章君） 改めましておはようございます。

もう今週末にはですね、梅雨入りというふうにも予報も聞いておりますけれども、今日は大変、気持ちのいい天気にも恵まれました。

本議会におきましては、今、議長からご挨拶いただきましたように、それぞれの案件を提案させていただきました、それぞれ充分ご審議いただきまして、適切妥当な結論をいただきますように、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

今、町内はですね、田植えも、大体終わったようでございますけれども、今、蛭もですね、今年は、少し発生が遅かったようですけれども、かなりたくさん、方々で、蛭も今飛んでいるというふうに聞いております。私も見て参りましたけれども、まあ、あの、非常にまあ梅雨入り前のさわやかな、今日ですけれども、もう直ぐ、またジメジメした梅雨もやってまいります。6 月の、この月末までの会期でございますけれども、ご精励を賜りますように、どうぞよろしくお願いを申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

議長（西岡 正君） ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第 13 回定例佐用町議会を開会いたします。

なお、今期定例会のため、地方自治法第 121 条の規定により、出席を求めたものは、町長、副町長、教育長、天文公園長、各課長、各支所長、消防長であります。

なお、本日、1名の方が傍聴の申し込みがありました。傍聴者の方におきましては平素より、議会に色々ご理解をいただきまして、本当にありがとうございます。なお、本傍聴につきましては、守らなければならことを遵守していただきますようお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

これより、本日の会議を開きます。

ただちに日程に入ります。

---

#### 日程第1．会議録署名議員の指名

議長（西岡 正君） 日程第1は会議録署名議員の指名でございます。

会議録署名議員は、会議規則第114条の規定によりまして議長より指名をいたします。  
17番、山田弘治君。18番、平岡きぬ糸君。以上の両君にお願いいたします。

---

#### 日程第2．会期決定の件

議長（西岡 正君） 日程第2に移ります。

会期決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は本日6月11日より6月28日までの18日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日より6月28日までの18日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3．行政報告

議長（西岡 正君） 日程第3に入ります。

これより行政報告を行います。

町長から行政報告を受けます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、行政報告をさせていただきます。

まず、農地水環境保全向上対策事業についてでございますが、この対策事業は、平成19年度からの5ヶ年間の事業で、集落地域に存する農地農業用水等の資源や農村環境の良好な保全と質的向上を図ることが目的であります。

申請につきましては、5月末に申請を行い、その後決定を受けて、6月下旬から7月上旬頃には、申請額の7割の交付金を受けることとなります。

現在の佐用町の申請状況であります。自治会組織142、農会組織151の内、活動組織として構成されたのが、72組織で、農地面積は約940ヘクタールとなっております。

次に、税の問題であります。国から地方への税源移譲における平成19年度町県民税額

についてと、公正公平な納税重点月間についてご報告を申し上げます。

まず、国から地方への税源移譲における平成 19 年度町県民税額については、5 月 22 日開催の議員連絡会にて、平成 19 年度町県民税額が把握できた段階でご説明申し上げると言うふうにしておりましたので、ご報告をいたします。

地方分権を進め、より身近な行政サービスがより効率的に行われるように、平成 19 年度から国から地方へ 3 兆円の税源が移譲されました。このため本年 1 月から所得税が減り、6 月から町県民税が増えることになり、納税者の負担は、基本的には変わりませんが、町県民税だけで見ると、ほとんどの方が増えることになります。

また、定率減税の廃止、65 歳以上の方の非課税措置の廃止による経過措置や収入の増減などによっても、実際の負担額は変わります。

6 月 13 日に、年金受給者や自営業者等の普通徴収による納税者 4,490 人に平成 19 年度町県民税の納税通知書を税務課から郵送することにいたしております。

また、給与所得者の特別徴収による納税者 4,835 人には、勤務先を通じて町県民税の通知書を受けていただくこととなります。お届けした通知書により町県民税の納税額をご確認をくださるようご案内をいたします。

国から地方への税源移譲については、納税通知にリーフレットを同封するほか、広報 6 月号や佐用町ホームページでもお知らせをしております。詳しくは、役場税務課又は支所総合窓口課・出張所へお問い合わせくださるようご案内をしております。

さて、平成 18 年度と平成 19 年度と比較して、町県民税額をご報告をいたします。

平成 18 年度当初の町県民税の納税者は 9,335 人、税額は 7 億 7,979 万円、内所得割のある納税者は 7,949 人、税額は 7 億 7,409 万円、平成 19 年度当初の町県民税の納税者 9,325 人、税額は 11 億 9,153 万円、内所得割のある納税者は 7,932 人、税額は 11 億 8,538 万円となります。税源移譲による町県民税の所得割のある納税者の平成 18 年度と平成 19 年度の比較においては、4 億 1,129 万円の増額となり、前年度対比約 53 パーセントの増額となっております。

また、定率減税の廃止により 4,936 万円の増額となり、前年度比一人当たり 5,294 円の増額となります。

次に、老年者非課税措置の廃止により、平成 18 年度本税の 3 分の 1、平成 19 年度 3 分の 2 とする経過措置の対象者数及び税額については、平成 18 年度は納税者 784 人、税額 189 万円。平成 19 年度には納税者 781 人、税額 531 万円となり、342 万円の増額となります。

次に、公正公平な納税重点月間について報告をいたします。

6 月は、12 月とともに、公正公平な納税重点月間としての取り組みを行います。重点月間の P R については、役場第 1 庁舎、各支所・出張所の 5 箇所に看板を設置するほか、町広報などで住民の皆様に P R をいたします。重点月間の取り組みといたしましては、町税・国保税の納期内納税の推進を図るとともに、町税の滞納整理につきましては、納税の義務を履行していただくため、納期内に完納された大多数の納税者との公平性の確保を背景として、公正公平な納税の確立に向けて、積極的な滞納整理を行います。町税の滞納整理は、佐用町税滞納整理要領に基づいて、滞納税に係る延滞金を徴収するとともに、督促状を発送してもなお完納されない滞納者には、配達記録郵便にて、納付催告及び差押予告書を送達し、期限内に完納していただくか、完納できない場合には、来庁を求め、納税折衝により分納の申し出がある時には納付誓約書を受領し、納付も来庁もない滞納者には、更に、差押事前通知書を送達し、期限内完納か来庁を求める同様の手順を踏んで、それでも納税の誠意のない滞納事案には滞納処分を執行をいたしております。

次に、今、ご挨拶にも、議長のご挨拶にもありましたけれども、平成 19 年度の夏の工

コストイルについてのご報告を申し上げます。兵庫県においては、本年度も適正冷房の徹底による省エネルギーの一層の促進と環境と共生するビジネス文化の定着を図るため夏のエコスタイルが実施をされております。既に、本議会でも実施をしていただいておりますが、町におきましても、庁舎等の適正冷房温度による省エネルギーの推進や執務及び会議におけるノー上着、ノーネクタイの軽装を6月5日から9月30日までの期間で取り組みをいたしますので、議員各位におかれましても、ご協力賜りますように、お願いを申し上げます。

以上、行政報告といたします。

議長（西岡 正君）            以上で行政報告は、終わりました。

---

日程第4．報告第1号 平成18年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告について

議長（西岡 正君）            続いて、日程第4、報告第1号であります。  
なお、

〔岡本義君「議長」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君）            はい。

〔岡本義「今の行政報告で質問してもよろしいか」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君）            報告ですんで、また、それは後ほど聞いていただいたらいいかと思うんですが、ちょっと待ってください。  
お願いします。そういうことで、ご理解願います。

〔岡本義「後で」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君）            はい、お願いします。

〔岡本義君「今から」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君）            いえいえ、後で、また。はい、お願いします。

なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配布いたしており、ご熟読のこととしますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君）            ご異議ないと認めます。よって、そのように決しました。

お手元に配布いたしております、報告第1号、平成18年度佐用町繰越明許費繰越計算書について、町長より報告があります。

町長、庵道典章君。

〔町長 庵逎典章君 登壇〕

町長（庵逎典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第1号、平成18年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、第12回定例議会で承認をいただいております繰越明許費の財源が確定をいたしましたので、ご報告申し上げます。

平成18年度佐用町一般会計補正予算（第4号）及び平成18年度佐用町介護保険特別会計補正予算（第3号）並びに佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）で繰越明許費といたしておりました合併体制整備事業ほか5事業につきまして順次報告をいたします。

まず、総務費の合併体制整備事業の繰越額1億9,041万3,000円、財源内訳は、国庫支出金1億8,000万円、一般財源1,041万3,000円に決定いたしております。

次に、農林水産業費の中山間地域総合整備事業の繰越額3,810万円、財源内訳は、県支出金695万円、その他特定財源907万4,000円、一般財源2,207万6,000円に決定。また農業用河川工作物応急対策事業の繰越額605万円、財源内訳は、県支出金412万5,000円、一般財源192万5,000円に決定いたしております。

次に、災害復旧費の農地農業用施設災害復旧事業の繰越額6,500万円、財源内訳は、県支出金4,259万6,000円、地方債50万円、その他特定財源108万7,000円、一般財源2,081万7,000円に決定いたしております。

続きまして、介護保険特別会計で、総務費の介護保険システム改修委託事業の繰越額336万円、財源内訳は、国庫支出金89万7,000円、一般財源246万3,000円に決定いたしております。

次に、特定環境保全公共下水道事業特別会計で、公共下水道事業費の特定環境保全公共下水道事業2,770万円、財源内訳は、国庫支出金1,380万円、地方債1,240万円、一般財源150万円で決定いたしております。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告を申し上げます。以上でございます。

議長（西岡 正君） 以上で、町長の報告は終わりました。

ただ今の町長報告に対して、質疑ございませんか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） 20番、吉井です。介護保険特別会計のところでお尋ねをいたします。この繰越は、後期高齢者医療制度の保険料を介護保険と同様に年金から天引きするためのシステムの改修という説明をいただいているんですけども、まあ、どこがどれぐらいの時間をかけてやるのか、具体的にお願いしたいのと18年度の事業は、どの程度までできているのかお願いします。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） これにつきまして、19年度の3月補正で承認いただいた件ですが、まだ18年度につきましては、手をつけておりません。と申しますのは、一応、国の方からの指針が、改修に伴うシステムの指針が出ておりませんので、19年度に一括や

りたいと思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） まあ、あの、今の介護保険のシステムを利用して、後期高齢者の保険料を年金から天引きするという形になるんですけれども、そういった作業をするのは、どこがやるんですか。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） 今の予定ですけれども、今入っております電算の方でやっていたいております、日立でしたか、日立だったと思いますけども、そこの方でお願いしたいと思っております。それと、これにつきましては、介護保険の高額医療等高額介護合算制度の関係によりまして、介護保険の方の一部の特別被保険者保険料の徴収の件でございます、国保とそれから後期高齢者は、また別でやられると思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、いいですか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） まあ、この件は、3月の補正の時に反対をしたんですけれども、結局 75 歳以上の高齢者を今加入している国民健康保険や組合健保などから切り離して、後期高齢者だけを被保険者とする独立した医療保険制度を作ったということで、これの最大の問題点は、後期高齢者の医療給付費が増えたら、それが後期高齢者の今度は、保険料の値上がりにつながっていくという仕組みになっていることです。で、そういう事が、受診抑制につながることもなっていき、高齢者の命と健康に重大な影響をもたらす事が懸念されています。また、全ての高齢者が介護保険と同様の年金天引き方式などで、保険料を徴収されます。そして、滞納者は、保険証を取り上げられ、短期保険証、資格証明書が発行されることとされております。国保で、資格証明書の発行を受けた被保険者が、受診を控え、医療にかかれないう健康悪化を引き起こすなど、社会問題になっています。この処置を、後期高齢者医療制度でも続けることは、重大問題だと思います。医療難民を生み出すことになっていきます。という事で、私は、他の部分を除き、この介護保険システム改修事業委託について、この繰越を認められないという意見を述べさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） あの、これは、繰越については、もう承認をいただいて、その財源を報告しただけですから、ここで決定した事ではございませんので。はい。

〔吉井君「意見を述べただけなんです」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） まあ、3 月補正で、繰越明許を承認して、報告ということでありまして、ちょっと 3 月補正の時に確認してなかったことが 2、3 あったんで、確認しておきたいんです。一般会計の農林水産の関係で、中山間地の関係ですね、それから河川工作物いわゆる中井井堰の改修ですか。それから災害復旧、この 3 つなんですけども、1 つは、それぞれ繰り越される内容ですね、どういうものを繰り越してるのかということ。事業内容ですね。それから 2 つ目に、このその 5 月段階での工事の完了状況ですけども、どういう状況になっているのか、そのあたり、まず伺っておきます。

議長（西岡 正君） はい、農林水産課長。ああ、すみません、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） まず、繰越工事の内容なんですけど、まず中山間地総合整備事業につきましては、佐用地域と下江川地域ですの舗装工事であります。その舗装の工期の繰り越しをさしていただいております。それから河川工作物についても、工事の工期ですね、一応、あの、樋門の工事なんですけども、それについて繰り越しをさしていただいております。災害復旧につきましても、農地又は農地農業用施設の災害復旧があります。その中でですね、施設また農地も含めてですけども、工期的な問題、そういった面について、この中山間も河川工作それから災害復旧についても、県と充分協議しながら、3 月補正も提案させていただきましたが、それによって工期を繰り越し内容、金額についても、決定、協議させていただいております。工事につきましては、全て 5 月中に完了しております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 中山間地の農道舗装の関係ですけども、これは説明あったと思いますけども、これ、町営土地改良事業計画ということでね、一昨年 12 月に議決しておるわけですけど、あの、地元負担が、補助事業だから 10 パーセントというような記憶が、非常にあるんですが、この財源内訳のその他を見れば、10 パーセントじゃなくて 20 数パーセントの負担ということになっておるわけですけども、農道舗装は、一律 10 パーセントじゃなかったかどうかという確認 1 点。それから、2 点目に、中井井堰の関係は、工事としては、確かに安岡建設さんが、1,470 万円で落札されてますけども、その工事の延期なのかどうか。この 2 点お伺いします。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 農道舗装の地元負担ですけども、中山間地域総合整備事業で

ですね、補助対象事業については 10 パーセントということです。

それと、中井井堰の件、すみませんけど、もう再度お願いします。

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 農道舗装は、今 10 パーセント分かりました。だったら、その 20 数パーセントの、その他の負担になるわけですけども、そのあたりの説明。それから、中井井堰については、あれ、1,470 万円で安岡建設さんが落札してますけども、あれ工期が 3 月 31 日だったかな、その分の延期なのかどうか、その確認です。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 中井井堰の方ですけども、1,470 万、あの、この件につきましては、ゲートの改修工事ですね、その分が 1,470 万の工事の中にですね、18 年分と明許繰越分に分けさせていただいております。

議長（西岡 正君） もう 1 点やね。

21 番（鍋島裕文君） はい、その他の財源。20 数パーセント。

議長（西岡 正君） 財政課長分かる。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） ああ、すみません。あの、中山間地域総合整備事業の補助率なんですけど、農道、水路については、地元負担 10 パーセント、それとですね、他について、まあ、現在まだやってませんけども、市民農園については、町負担。それから生態系、これは防護柵ですけども、これは 20 パーセント、それと、それから、補助対象事業にならない農道舗装分があります。それについては、30 パーセントという事でですね、その地元負担については、単純に 10 パーセントだけではなくて、対象外、町単事業ということになりますので、その部分が、30 パーセントということで、負担をいただいております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

21 番（鍋島裕文君） まあ、繰越明許は、農道舗装言うて明言されたわけですから、だったら、このその他が、907 万というのが、これは 24 パーセントとなりますね、繰越明許総額の、これは、その農道、繰越明許の農道のなかに、30 パーセント負担の農道があるのかということ。それと、そのその他は、いわゆる地元負担金だけではないかということ、そうじゃないと、この 24 パーセント合わないんでね。

そのあたりの説明をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） その他の中には、その補助対象分は10パーセントとですね、それと、町単の農道舗装があります。その分を、それを合算して、20数パーセントになるという事です。大変申し訳ございません。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） 岡本義次君。

4番（岡本義次君） ええっと、今の井堰なんかの繰越なんですけれど、まあ、これらについても、特別大きなですね、どう言うんですか、大雨が降ってできなかったとかですね、それから他のいわゆる災害復旧についてもですね、特定の業者が、どう言うんですか、他のとことね、たくさん取りすぎてできなかったとか、そういうような事がないようにですね、そこら辺だけは、やはり工期は3月31日となっておったらね、安易に5月までやってよろしいとかいうようなことは、これからですね、無いような格好のなかでですね、指導なり、そういう何をしていただきたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） はい、言われるとおり、そのまあ、契約の時にですね、そういう年度内にはできるようにという事で、まあやっておるんですけど、天候の関係、そういうような事も現場の状況もありますけども、工期が、ちょっと3月一杯にはできないというようなことで、県と協議したりして、いろいろ3月議会に報告させていただいて、承認受けて、させていただいております。今後とも、気をつけたいと思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） それはですね、やっぱりある程度ですね、今までの馴れ合い的なね、まあ、できなんだら、ちょっと繰越してですね、5月まで持って行ってもええわというような、慣例的な事が、未だ通っておると思います。ですから、はっきりですね、その3月までにやるということであればですね、そういうふうな指導もして、現地にもおもむきですね、やはりどういう工事が進展して行きよるか、進捗して行っておるのかということも見極めてですね、工事、その取った業者のですね、尻もたたきですね、そして、竣工検査もかっちりやらないとね、竣工検査やった後でも2年ほったらかしとったというようなことも聞いておりますんでね、そういうふうなことだけ無いように、今後ひとつ充分注意していただきたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、答弁よろしいね。はい、他に。  
ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

---

日程第 5 . 日程第 6 ないし日程第 19 について

- 日程第 6 . 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて( 佐用町税条例の一部を改正する条例及び佐用町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 専決第 1 号 )
- 日程第 7 . 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて( 平成 18 年度佐用町一般会計補正予算 第 5 号 専決第 2 号 )
- 日程第 8 . 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて( 平成 18 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算 第 4 号 専決第 3 号 )
- 日程第 9 . 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて( 平成 18 年度佐用町老人保健特別会計補正予算 第 3 号 専決第 4 号 )
- 日程第 10 . 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて( 平成 18 年度佐用町介護保険特別会計補正予算 第 4 号 専決第 5 号 )
- 日程第 11 . 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて( 平成 18 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算 第 4 号 専決第 6 号 )
- 日程第 12 . 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて( 平成 18 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算 第 4 号 専決第 7 号 )
- 日程第 13 . 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて( 平成 18 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 第 5 号 専決第 8 号 )
- 日程第 14 . 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて( 平成 18 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算 第 3 号 専決第 9 号 )
- 日程第 15 . 承認第 10 号 専決処分の承認を求めることについて( 平成 18 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算 第 4 号 専決第 10 号 )
- 日程第 16 . 承認第 11 号 専決処分の承認を求めることについて( 平成 18 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算 第 3 号 専決第 11 号 )
- 日程第 17 . 承認第 12 号 専決処分の承認を求めることについて( 平成 18 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算 第 3 号 専決第 12 号 )
- 日程第 18 . 承認第 13 号 専決処分の承認を求めることについて( 平成 18 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算 第 2 号 専決第 13 号 )
- 日程第 19 . 承認第 14 号 専決処分の承認を求めることについて( 畑作物共済の危険段階基準共済掛金率の改定について 専決第 14 号 )

議長( 西岡 正君 ) 日程第 5 に入ります。

日程 6 ないし日程 19 については一括議題といたしております。

承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町税条例の一部を改正する条例及び佐用町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、専決 1 号。

承認第 2 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 18 年度佐用町一般会計補正予算、専決第 2 号。

承認第 3 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 18 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算、専決第 3 号。

承認第 4 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 18 年度佐用町老人保健特別会計補正予算の専決第 4 号。

承認第 5 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 18 年度佐用町介護保険特別会計補正予算、専決第 5 号。

承認第 6 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 18 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算、専決第 6 号。

承認第 7 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 18 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算、専決第 7 号。

承認第 8 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 18 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算、専決第 8 号。

承認第 9 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 18 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算、専決第 9 号。

承認第 10 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 18 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算、専決第 10 号。

承認第 11 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 18 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算、専決第 11 号。

承認第 12 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 18 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算、専決第 12 号。

承認第 13 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 18 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算、専決第 13 号

承認第 14 号、専決処分の承認を求めることについて、畑作物共済の危険段階基準共済掛金率の改定について、専決第 14 号を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。

町長、庵逄典章君。

町長（庵逄典章君） はい・・・。

議長（西岡 正君） ちょっと、暫く休憩します。

午前 10 時 32 分 休憩

午前 10 時 33 分 再開

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、今、承認第 1 号から第 13 号の専決処分についての諸議案議題とされました。承認第 1 号につきましては、税条例の改定に伴うものでありますが、後、2 号からにつきましては、補正予算ですけれども、一括議題とされましたので、一括してご説明をさせていただきます。

それでは、まず佐用町税条例の一部を改正する条例及び佐用町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての提案のご説明を申し上げます。

この度の町税条例の改正は、地方税法の一部を改正する法律が平成 19 年 3 月 30 日に公布されたことに伴い、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

この度の改正の主な事項につきましては、上場株式等の配当譲渡益に係る軽減税率の適用期限の延長、住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の軽減措置の創設等となっております。ご承認いただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

次に、承認第 2 号、平成 18 年度佐用町一般会計補正予算第 5 号（専決第 2 号）でございますが、今回、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 653 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 149 億 203 万 2,000 円に改めております。

歳入では交付金等の額が決定をいたしましたので、補正計上いたしております。

第1表の歳入の内訳でございますが、町税におきまして9,471万円を増額し、町税の総額を23億3,022万4,000円に改めております。地方譲与税では1,810万4,000円減額、利子割交付金も664万8,000円を減額、配当割交付金は657万5,000円を増額、株式譲渡所得割交付金も272万1,000円増額、地方消費税交付金は、1,151万8,000円を減額、ゴルフ場利用税交付金につきましては2,941万1,000円を増額、自動車取得税交付金は291万9,000円減額、地方交付税は2億2,120万円増額いたしております。これは特別交付税が確定をいたしましたものでありまして、これによりまして特別交付税の総額は7億1,620万円となりました。交通安全特別交付金は55万7,000円を増額いたしております。分担金及び負担金は482万5,000円増額、これは事業等に伴います関係経費の精算によるものであります。使用料及び手数料は425万7,000円減額、これは各施設等の使用料、また、ごみ処理手数料などが主なものでございます。国庫支出金、県支出金も事業等の精算によりまして計上いたしております。国庫支出金1,206万4,000円、県支出金3,113万6,000円を減額いたしております。財産収入は501万2,000円減額、主なものは、土地売払い収入であります。寄附金は1,000円増額、繰入金は1,839万3,000円減額、主なものは、老人保健特別会計繰入金、南光ひまわり館運営基金繰入金を減額したものでございます。諸収入は388万8,000円増額、主なものは、町預金利子、過年度収入などでございます。町債は4,730万円減額、これは、過疎対策事業債、情報通信基盤整備事業債など事業精算により減額をいたしております。

次に、歳出でございますが、各款共通、人件費関係で職員手当等の時間外手当などの整理を行っております。議会費は、不用額の整理によりまして117万5,000円減額いたしております。総務費では、人件費の精算、電子計算費の保守委託料及び電算システム料などの精算、賦課徴収費などの不用額等の整理によりまして4,382万3,000円を減額いたしております。

次に、民生費でございますが、国民健康保険特別会計や老人保健特別会計等の繰出金の整理、老人医療費・障害者施設訓練等の扶助費関係経費、災害救助費、人件費の整理などによりまして1億2,059万円を減額いたしております。

次に、衛生費関係でございますが、簡易水道事業特別会計等の繰出金の整理、町ぐるみ健診、がん健診などが主なもので4,344万1,000円を減額整理いたしております。

次に、農業費関係は、基盤整備促進事業や農産物加工センター工事費関係経費、林業振興費の補助金関係経費などの整理によりまして2,870万5,000円を減額いたしております。

次に、商工費でございますが、笹ヶ丘荘特別会計繰出金や人件費などの整理によりまして862万7,000円を増額いたしております。

次に、土木費でございますが、特定環境保全公共下水道事業特別会計繰出金や各事業関係経費の精算などによりまして8,308万8,000円を減額いたしております。

次に、消防費は、人件費の整理などによりまして1,483万7,000円を減額いたしております。

次に、教育費では、文化財保護費の工事関係経費や人件費の整理などによりまして5,569万4,000円を減額整理いたしております。

災害復旧費は、事業等の精算見込みによりまして685万6,000円を減額いたしております。公債費も精算によりまして643万6,000円を減額整理いたしております。諸支出金は、財政調整基金積立金6億255万5,000円増額、18年度の財政調整基金、任意積立総額は7億7,959万円でございます。

次に、承認第3号、平成18年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算第4号、専決第3号についての説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ 1,225 万 1,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 20 億 6,405 万 2,000 円とするものであります。

歳入より説明をいたします。国庫支出金では、療養給付費等負担金で 328 万 3,000 円、財政調整交付金 665 万 7,000 円が、それぞれ増額となります。県支出金でも、県財政調整基金交付金が 2,286 万 5,000 円と大幅な増額となっております。共同事業交付金では 1,070 万 7,000 円の減額となります。繰入金では、一般会計繰入金で、財政安定化支援事業繰入金が 371 万 1,000 円の増となりますが、その他一般会計繰入金では、304 万 9,000 円の減となり、総額 138 万 7,000 円の増額となります。また、準備基金繰入金は、1,147 万 9,000 円の予算額全額を減額いたしております。

次に、歳出について説明をいたします。総務費の一般管理費では、不用額を精算し 85 万 6,000 円の減であります。保険給付費では、療養諸費で 763 万 8,000 円、高額療養費で 191 万 9,000 円を、それぞれ不用額として減額いたしております。基金積立金では、剰余金 3,391 万円を準備基金として積立をいたしました。予備費におきまして、不用額 895 万円を減額いたしております。

以上、補正予算の概要についてご説明申し上げます。

次に、承認第 4 号、平成 18 年度佐用町老人保健特別会計補正予算第 3 号、専決第 4 号についての提案のご説明を申し上げます。

本予算の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 1,514 万 6,000 円を減額し、予算の総額を 31 億 6,675 万円といたしております。本会計の補正につきましては、いずれも医療費の確定によるもので、実績に合わせて計上いたしております。

まず、歳入より説明をいたします。支払基金交付金について 1 億 1,013 万 7,000 円を減額、国庫支出金で 1 億 7,625 万円を減額、県支出金においても 3,309 万円を、また繰入金では、一般会計よりの繰入金 187 万 4,000 円を減額し、諸収入では、第三者納付金 620 万 5,000 円を追加するものであります。

続いて、歳出の説明を申し上げます。医療諸費で確定により 2 億 9,829 万 2,000 円の減額、諸支出金では、精算による 1,685 万 4,000 円を減額をいたしました。医療費全体の減額に比べて、ルール化された町負担額つまり一般会計からの繰出金は、あまり減額となっておりませんが、これは本年秋以降に、国庫より返還されるためのものであります。

以上、簡単ですが、老人保健特別会計補正予算の説明といたします。

次に、承認第 5 号、平成 18 年度佐用町介護保険特別会計補正予算第 4 号、専決第 5 号でございますが、専決いたしました内容は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,001 万 6,000 円を減額し、予算総額を 15 億 6,017 万 6,000 円といたしております。

補正の主な内容は、理由は、該当年度の介護保険事業完了によるものでございます。

まず、事業勘定については、歳出におきまして、総務費 385 万 2,000 円の減額は、総務管理費 199 万 5,000 円、介護認定審査会費 44 万 8,000 円、運営委員会費 5 万 6,000 円、地域支援事業費 135 万 3,000 円のそれぞれ不用額でございます。保険給付費 3,355 万 1,000 円の減額は、各種サービスの確定による介護サービス等諸費 2,877 万 7,000 円、支援サービス等諸費 366 万 9,000 円、その他諸費 5 万 4,000 円、高額介護サービス等費 16 万 4,000 円、特定入所者介護サービス等費 88 万 7,000 円のそれぞれの不用額でございます。地域支援事業費 260 万 4,000 円の減額は、介護予防事業費 158 万円、包括的支援事業費 51 万 5,000 円、任意事業費 50 万 9,000 円の不用額でございます。また、諸支出金 9,000 円の減額は、償還金及び還付加算金の不用額でございます。

続きまして、歳入におきまして保険料 13 万 1,000 円の減額は、第 1 号被保険者保険料の減収額であります。使用料及び手数料については、督促手数料 2 万 9,000 円を増額いたしております。国庫支出金 169 万円の減額、支払基金交付金 2,096 万 5,000 円、県支出金

202 万 6,000 円の減額は、それぞれの負担金等の交付決定により行ったものであります。繰入金 1,523 万 1,000 円の減額は、事業完了による一般会計からの繰入金の減額でございます。

次に、サービス事業勘定については、歳出で居宅サービス事業費 7 万 7,000 円の減額、歳入では介護給付費収入 2 万 9,000 円、予防給付費収入 4 万 8,000 円のそれぞれ減額でございます。

以上、簡単ですが、介護保険特別会計補正予算の説明でございます。

次に、承認第 6 号、平成 18 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算第 4 号、専決第 6 号についてご説明を申し上げます。

本予算の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 235 万 4,000 円を減額し、予算の総額を 1 億 2,456 万円といたしております。本会計の補正予算につきましては、いずれも事業の終了及び確定によるもので、実績に合わせて計上をさせていただきました。

まず、歳入によりご説明をいたします。

事業収入において 235 万 2,000 円を減額、繰入では、一般会計よりの繰入金 72 万円を追加し、諸収入では 72 万 2,000 円を減額するものであります。

続いて、歳出の説明を申し上げます。

老人ホーム費では、人件費等の精算、施設管理費の確定などにより 235 万 4,000 円の減額となりました。

以上、朝霧園特別会計補正予算の説明といたします。

次に、承認第 7 号、平成 18 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算第 4 号、専決第 7 号について提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ 696 万 3,000 円を減額し、歳入歳出の総額を 6 億 5,843 万 6,000 円といたしました。

それでは、歳入から説明をいたします。

分担金及び負担金については、加入負担金 50 万円、工事負担金 63 万 9,000 円を追加をいたしました。使用料及び手数料については、現年度分について 271 万 8,000 円を、滞納繰越分については、15 万 7,000 円を収納状況等を勘案し、それぞれ追加をいたしました。一般会計からの繰入金を財源調整等により 1,057 万 8,000 円減額をいたしております。諸収入において、配水管移設工事補償金を 43 万 7,000 円減額をいたしました。

次に、歳出であります。一般管理費においては、上下水道審議会等の委員報酬 15 万円の減額、補償補填及び賠償金について、配水管埋設補償金を 60 万円減額し、合計 143 万 3,000 円減額をいたしました。現場管理費においては、各簡易水道施設の維持管理経費を調整し、所要の補正を行い合計で 487 万円を減額し、需用費では、119 万円、光熱水費 97 万円、医薬材料費 12 万円を減額いたしました。委託料において、電気保安業務委託料 123 万円、機器管理委託料 59 万円、水質検査料 36 万円及び電気計装設備委託料 60 万円を、それぞれ減額をいたしました。工事請負費では、石綿管除去工事費 48 万円を減額をいたしております。建設改良費では、県簡易水道協会国庫補助金採択費負担金を 16 万円減額をいたしました。公債費では、財源変更であります。また予備費を 50 万円減額をいたしております。

以上、簡易水道事業特別会計補正予算の概要でございます。

次に、承認第 8 号、佐用町特定環境公共下水道事業特別会計補正予算第 5 号、専決第 8 号につきまして、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、1,354 万 6,000 円を減額し、予算総額を 10 億 7,084 万 7,000 円といたしております。本会計の補正につきましては、使用料収入及び事業費の確定によるもので、実績にあわせて計上をさせていただいております。

まず、歳入の補正の内容は、分担金及び負担金 17 万 3,000 円、使用料及び手数料 175 万 9,000 円を追加し、一般会計繰入金 1,547 万 8,000 円を減額いたしております。

歳出におきましては、公共下水道事業費で、1,271 万円、公債費で 83 万 6,000 円を減額いたしております。歳出の補正の主な理由は、管理費では、処理場及びマンホールポンプ場の光熱水費、委託料、下水道管修繕工事請負費等の確定による不用額、776 万 6,000 円を減額し、事業費では、佐用地区雨水排水工事の完了に伴う工事請負費、町水道管移設費等の補償費の不用額、494 万 4,000 円を減額し、公債費では償還利子の不用額 83 万 6,000 円を減額いたしております。

以上、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算の概要でございます。

次に、承認第 9 号、佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算第 3 号、専決 9 号につきまして、提案のご説明を申し上げます。

まず、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 275 万円を減額し、予算総額を 3 億 9,171 万 8,000 円といたしております。

まず歳入の補正の内容は、使用料及び手数料 106 万 1,000 円を追加し、分担金及び負担金 17 万 8,000 円、一般会計繰入金 363 万 3,000 円を減額いたしております。歳入の補正の主な理由は、使用料では、下水道の接続による利用者の増、従量制料金による増、臨時使用料金の増と滞納使用料の収入増であり、工事負担金の減は、新規加入者の受託工事費負担金の実績による減額でございます。

歳出においては、浄化槽管理費で 93 万 6,000 円を減額し、農業集落排水施設管理費で 181 万 4,000 円を減額いたしております。補正の主な理由は、浄化槽管理費では、浄化槽の管理の不用額であり、農業集落排水施設管理費では、処理場及びマンホールポンプ場の機器点検費の契約減による不用額と、新規公共ます設置工事費等の不用額でございます。

以上、生活排水処理事業特別会計補正予算の概要でございます。

次に、承認第 10 号、平成 18 年度、佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算第 4 号、専決 10 号についてのご説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 35 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 2 億 1,430 万円としております。

まず、歳出におきましては、社会教育費の報酬、職員手当等の減額 34 万 8,000 円、グループ用ロッジの寝具レンタル料等の減額 21 万 7,000 円、公園内施設の修繕費及び備品購入費の追加額 21 万 1,000 円であります。

一方、歳入では、教育使用料の野外活動センター使用料等を 19 万 3,000 円減額、県委託金及び前年度繰越金をそれぞれ 1,000 円増額、一般会計繰入金を 12 万 7,000 円減額し、雑入を 3 万 6,000 円を減額いたしております。

以上、西はりま天文台公園特別会計補正予算の概要でございます。

次に、承認第 11 号、平成 18 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算第 3 号、専決第 11 号につきまして提案のご説明を申し上げます。

専決いたしました内容は、既定の歳入歳出予算額から歳入歳出それぞれ 1,362 万 1,000 円を減額し、予算総額を 1 億 1,534 万 2,000 円といたしております。

補正の内容は、まず歳入につきまして、収入見込みにより笹ヶ丘荘事業収入の使用料 2,121 万 3,000 円、交流会館事業収入の使用料 287 万 8,000 円、雑入 1,000 円を減額し、従来、繰上充用により処理をしておりました歳入不足分を今年度から一般会計繰入金により会計処理すべく 17 年度繰上充用金、18 年度歳入不足金及び交流会館運営費の差引調整不足額を一般会計繰入金 1,047 万 1,000 円増額いたしております。

歳出につきましては、笹ヶ丘荘管理運営費 1,022 万 9,000 円の減額で、その主なものは、賃金 395 万 1,000 円、需用費 120 万 6,000 円、役務費 100 万円、委託料 114 万 1,000 円、

備品購入費 49 万円、公課費 201 万 8,000 円の不用額と交流会館管理運営費 339 万 2,000 円の減額で、交流会館交流体験施設の管理のための需用費、役務費、委託料などの不用額でございます。

以上、笹ヶ丘荘特別会計補正予算の概要でございます。

次に、承認第 12 号、平成 18 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算第 3 号、専決第 12 号でございますが、専決いたしました内容は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 137 万 1,000 円を減額し、2,677 万 5,000 円といたしております。

まず、歳出におきましては、総務費 72 万 8,000 円の減額の主なものは、報酬及び臨時職員の人件費に関する不用額で、医業費の 64 万 3,000 円の減額は、それぞれ需用費 50 万 7,000 円、委託料 13 万 6,000 円の不用額であります。

続いて、歳入におきまして、診療収入 215 万円と諸収入 35 万 1,000 円を減額し、一半会計からの繰入金 113 万円を増額いたしております。

以上、歯科保健特別会計補正予算の概要でございます。

次に、承認第 13 号、平成 18 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算第 2 号、専決第 13 号につきまして、ご説明を申し上げます。

専決いたしました内容は、既定の歳入歳出予算から、歳入歳出それぞれ 462 万 4,000 円を減額し、予算総額を 1,826 万 5,000 円といたしております。補正の内容は、まず歳入につきましては、財産収入 279 万 6,000 円の減額の主なものは、広山団地の未分譲地 3 区画の不動産売払収入減 279 万 4,000 円であります。基金繰入金は、182 万 8,000 円の減額は、不動産売払収入を必要経費に財源充当するための補正減でございます。

歳出につきましては、宅地造成費 462 万 4,000 円の減額は、基金積立金に予定しておりました不動産売払収入を歳入において基金繰入金と相殺したための不用額でございます。

以上、宅地造成事業特別会計の補正予算につきましての概要を説明申し上げます。

次に、承認第 14 号、畑作物共済の危険段階基準共済掛金率の改定についての提案のご説明を申し上げます。畑作物共済の掛金率は、農業災害補償法の規定により、3 年ごとに改定することとなっております。今回の改定については、大豆で平成 19 年度産から平成 21 年度産までの 3 ヶ年に適用するものであります。掛金率につきましては、県から指示された率に基づき、過去において被害率の高い地域は、掛金率が高くなる制度となっており、今回別表のように改定するものでございます。改定案につきましては、4 月 16 日の佐用町損害評価会において審議をいただき適正であるとの答申をいただいております。ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、承認第 1 号から第 14 号まで一括して提案の説明を申し上げます。ご承認を賜りますようお願いを申し上げまして、提案の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（西岡 正君） 承認第 1 号ないし承認第 14 号の提案に対する当局の説明が終わりました。

これより承認第 1 号から順次質疑及び討論・採決を続けて行いますのでよろしくお願いをいたします。

本案につきましても、本日即決いたします。

これより承認第 1 号専決処分の承認を求めることについて、佐用町税条例の一部を改正する条例及び佐用町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、専決 1 号の質疑に入ります。質疑ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） はい、この条例が変わることによって、今までと、これから変わった後ですね、佐用町のこの中でですね、どのように変わっていくんかという事での説明願います。

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（上谷正俊君） ただ今のご質問についてお答えをいたします。

今年度の税制改正につきましては、いくらか小ぶりの税制改正になっておりまして、大きな税制の変更点はございません。町民の皆さんに直結した部分で申し上げますと、1 点、住宅のバリアフリー改修に関しましての、その促進税制の創設というのがございまして、高齢者とか障害者等が居住する既存住宅につきまして、平成 19 年度、20 年度、21 年度、3 ヶ年の間に、一定のバリアフリー改修工事を行った場合に、翌年度分の固定資産税を 3 分の 1 減額するという固定資産税についての税制の創設でございます。これの工事費につきましては、30 万円を超えるもの、補助金を除いて 30 万円を超えるものということで、バリアフリー工事に該当するものについて、該当いたします。

その他の観点で申し上げましたら、減価償却制度の見直し、これは国税、県税、市町村税全般を通じての見直しということで、残存家屋の廃止等の見直しが見直しがなされます。それと上場株式等の配当譲渡益に関する軽減税率に適用期間の 1 年延長ということで、これに関しましては、本則 20 パーセントであるものを、10 パーセントに軽減するという、適用期間を更に 1 年間延長するという内容でございます。その他、土地、住宅税制の見直しに関しまして、宅地借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額の特例の創設ということで、一定期間につきまして、住宅借入金の残高につきまして、控除額の特例が創設されるといったようなものがございます。他、まあ、直接、この町税には該当しませんが、県税等に関しまして、低公害車に係る自動車取得税の特例措置の見直しといったようなもの、住民生活には直結した部分ではあるかと思えます。

以上のような点が改正になっております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいでしょうか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） そしたら、そういう改正が見込まれるわけでございますけれど、金額については、まだ、そこまではおさえてませんね。概算でも。

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（上谷正俊君） あ、来年度からの、関係になりますので、今年度未だそこまではおさえておりません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） では、岡本議員について、ちょっと細かに伺います。

まず、23 条関係の町民税の納税義務者の追加でありますけども、まあ、信託法の改正によって、受託者にも課税ということになってるみたいですが、この改正第 5 項ですね、えー、第 1 項第 5 号ですか、これによる町内の該当者言いますかね、そういったものはあり得るのかどうか、その点をまず伺いたい。

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（上谷正俊君） ただ今の町民税の納税義務者の変更等に関してでございますが、法人税割に該当いたしましての制度面の改正でございます、直接、その納税者の数に変更、今のところきたさないのではないかなというふうに見込んでおるところでございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） ええっと、2 点目はね、先ほどの住宅のバリアフリー改修の、いわゆる問題です。改善内容でありますけども、これやる場合に気になるのは、バリアフリーして補助金を出すということであればね、これは、スムーズに申請しやすいんだけど、バリアフリー改修したら、翌年度の固定資産税の減額というようなことになれば、なかなか、これは分かりにくいんじゃないかという点が非常に気になりますね。それは、おまけに、制度も 3 ヶ年に限ってということでもありますから。それで伺いたいのは、じゃあこの固定資産税の減額措置をどのように周知を考えておられるのかね、そのあたりを伺っておきたいのですが。

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（上谷正俊君） はい、この固定資産税に関してのバリアフリー改修の制度の創設につきましの広報でございますが、町広報で、こういった制度改正があるということをお知らせをしたり、あるいは、インターネット等で、町のホームページ等でご紹介いたしまして、PRを進めたいというふう考えておるところでございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） ちょっと待ってください。まず、他にありませんか。  
ないようですから、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） それで、広報等でありますけども、例えば、高齢者改造や何やらのいろんな制度がありますわね。本町には。課は違いますが、そういった課との連携とって、そういう制度に則ったことをやればね、併せても固定資産税の減額措置があるとい

うような形で、他との、他の課との連携の中でね、これを周知していくようなこと必要じゃないかというふうに思うんですけど、そのあたりいかがでしょうか。

議長（西岡 正君） 税務課長。

税務課長（上谷正俊君） ただ今、ご指摘のとおりであろうというふうに思います。福祉課なり健康課と連絡調整を進めまして、補助事業等も相まって、この制度につきまして P R 進めたいというふうに思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、続いて、第 19 条の関係、19 条の 3 の関係伺います。上場株式譲渡益の軽減税率の延長ということで、改正は行われますけども、まあ、今まで、軽減税率で来たわけでありますけど、本町の対象者ですね、この上場株式の譲渡益の軽減、どういう実態になっているのか伺います。

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（上谷正俊君） 株式等の配当に関しまして、この 19 年 2 月、3 月に申告を受けました件数等につきましてご報告を申し上げたいと思います。株式配当等に関しまして 19 年度申告を受けました件数につきましては 92 件、所得につきましては 3,500 万円の実績でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。  
ないようですから、質疑を終結いたします。  
これより本案に対する討論に入ります。討論ございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 専決議案の町税条例改正議案の反対討論をいたします。  
本改正議案は、第 10 条の 2 第 6 項として、条文追加された住宅バリアフリー改修の固定資産税特例措置の創設は、町民の声を反映したものとして評価できるものでありますが、上場株式等の譲渡益の軽減税率延長という証券優遇税制は、減税の恩恵が一握りの富裕層に偏るという金持ち減税という指摘がされております。低所得者には、定率減税廃止や高齢者非課税措置廃止による経過措置が、2 年目となる今年の増税実態から見ても、この証券優遇税制は、不公平なものである事を指摘し、反対いたします。

議長（西岡 正君） はい、他に。ないようですから、討論を終結いたします。  
これより本案について採決に入ります。

承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町税条例の一部を改正する条例及び佐用町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、専決1号を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

続いて、承認第2号専決処分の承認を求めることについて、平成18年度佐用町一般会計補正予算、専決2号の質疑に入ります。質疑のある方。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） 平成18年度の一般会計補正予算第5号の質問を行います。

通年の予算の最終補正なのですが、先ほどの説明は、概略だったので、それぞれ歳入歳出、もう少し細かく質問をお答えしていただきたく思います。

まず、町税の関係ですけど、全体で9,471万円の増額になっておりますけれども、その徴収方法、増額になるということについては、否定するものではありませんけれども、徴収方法について、冒頭の町長の報告で、滞納整理の関係などについて厳しい状況が報告されましたけれども、それも含めて、徴収の関係をお願いします。

それから、地方譲与税、歳入からですけど、減額、それから利子割り交付金も減、配当割りについては、増額。株式譲渡は増額、地方消費税交付金は減額、それからゴルフ場利用税、これは増額ですけど、自動車取得税、これが減になっておりますが、それぞれについて、説明を加えてください。

それから、やっていきますが、よろしいですか。

それから、地方交付税の関係については、先ほど、冒頭の報告で、18年度の特交の関係の報告があったんですが、今一度、普通交付税総額それぞれ特別交付税の総額について数字を、もう一度説明してください。お願いします。

それから、分担金の関係なんですけれど。

議長（西岡 正君） 3つ、税のが1件と、ああ、もう1つですか。税が1つとして、地方交付税、これも一緒ですね、ここでいっぺん止めてください。

18番（平岡きぬ糸君） ですから、はい、あの、回数に制限があるから、そのいっぺんに言おうと思ったんですけど。

議長（西岡 正君） いっぺん、ここで止めてください。

それじゃあ、税務課長。

税務課長（上谷正俊君） 滞納整理についてお尋ねでございましたので、滞納繰越分についてということで、ご説明をさせていただくことにさせていただきます。

まず、町民税の個人の町民税でございますが、45万1,000円の増額をいたしておりますが、補正前の額655万に対しまして、この額を補正いたしまして700万1,000円に。また

法人の町民税につきましては、当初補正前の 126 万に対しまして 13 万 1,000 円を増額いたしまして 139 万 1,000 円に。固定資産税の滞納繰越分につきましては、1 億 3,155 万に対しまして 250 万 6,000 円を増額いたしまして 1 億 3,405 万 6,000 円に。また軽自動車税につきましては、125 万円に対しまして、13 万 5,000 円を増額いたしまして、138 万 5,000 円にという増額をさせていただいております。ただ今のご質問の中で、厳しい滞納整理と言ったようなご指摘をいただいたところでございますが、税の滞納税の徴収につきましては、滞納者の皆さん方には、国民の納税の義務を果たしていただくという事につきまして、充分ご理解をいただきながら進めるということにいたしております。これにつきましては、多くの納期内完納された、大多数の納税者の方からも、滞納整理はしっかりやってもらいたいといったような多くの声もございますし、そういった声を背景にしながら進めるということで進めておるところでございますが、これらの滞納につきましては、こういった形で収入に結びつくものにつきましては、負担する能力がありながら、滞納されている方と、どうしても税が納められないという生活状況の方、そういった方もございます。そういった税を負担する力のない方につきましては、税法に基づきまして、滞納処分の執行停止をするということを併せて、そういったことを見極めながら進めて行くということで、進めていたしておるところでございますので、そういった点につきましてのご理解をいただきたいと思います。

議長（西岡 正君） 続いて、財政課長。

財政課長（小河正文君） はい、それでは、地方譲与税等の関係でございますけれども、これらにつきましては、国県のルールに基づきましてですね、交付されるものでございます。その中で、配当株式譲渡所得等の関係でございますけれども、これらにつきましても、県試算によって受け入れるという事になっております。また、ゴルフ場利用税につきましても、その年度によりましての人員の増減等にかかるものでございます。

次に、交付税関係でございますが、普通交付税の 18 年度総額が、46 億 7,973 万 2,000 円、そして特別交付税が 7 億 1,620 万円、合わせまして、53 億 9,593 万 2,000 円となっております。以上でございます。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、どうぞ、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 今、お答えいただいた関係で、町税の関係で、負担能力のある方と、それから、納税したいけれども、経済的な事情からのものについては、見極めながらというご回答だったんですけど、それぞれ金額はご回答いただいたんですけど、そういった関係は、件数にすると今回の補正、最終補正ですけど、どういう状況になりますか。もう少し、加えていただきたいということと。

それから、今日、あの、最初に挨拶の中で、町長の方が、納税月間ということで、滞納整理についての積極的な対応ということで、いろいろ要綱に基づく町民に対してというか、納税者に対することが、こうきめ細かくというか、細かく言われたんですけど、そういった対応の仕方について、広報でもやっている周知している内容について、その強制的な、まあいわば、脅迫に近いような意味に取られないかというようなご意見も、町民から伺う

んですけど、そういった点について、もう一度お願いします。

それから、あのですね、その後の、国なり県の関係のものについては、ルールに基づいて交付されますということで、まあ、そのとおりなんですけれども、これらが、ドンドンこう減額されてきた、また、それからゴルフ場利用税については増額になっておりますけれども、その要因はどういうことなのか、その点、状況も含めてルールに基づいて、その金額がされたという事を、その通りなんですけれども、その背景についてお願いします。

議長（西岡 正君）            ちょっと待ってくださいね。

3つ質問いただきましたので、3つの内、もうそれでよろしい、先ほどの質問は、それでよろしいか。それでね、今、ゴルフ場利用税言われたんですが、それについては、この質問済んでから、また後でお願いしたいと思います。先ほど3ついただいた質問に対しては、もう少し詳しくということでありますので、その事だけ先、税務課長の方から説明願います。はい、税務課長。

税務課長（上谷正俊君）      先ほどの税についての質問でございますが、件数につきまして、広報でも掲載をさせていただいておるところでございますが、税の負担する能力がないということにつきまして、先ほども滞納処分の執行停止を行っておるというご説明を申し上げました。その件数につきましてご報告を申し上げます。平成18年度に停止を行いました件数につきましては、無財産によるもの、これは財産調査をしたけれども、何ら滞納処分のできる財産が見つからないといった件数が24件。次に、生活困窮によるもの。これは、滞納者が生活保護の受給の該当者になった場合また直接生活保護は受けていないけれども、ほぼ同等の生活困窮度が認められるといった場合、これが15件。また、所在財産共に不明なもの、これは本人が行方不明であり、また財産が発見できないといったようなケースでございますが、これが36件、合計75件につきましては、停止をいたしておるところでございます。これにつきましては、税法上3年間の経過期間を見の中で、その中で、時効が成立すれば、停止中の時効成立が該当いたしますし、3年後に同様の状態である場合は、不納欠損処理をさせていただくということなるものでございます。先ほども、公正公平な納税重点月間の掲載記事につきまして強制的なといったようなご意見があると言ったような点でございますが、納税の義務の履行につきましては、税法上も、自主的な任意納税がない場合におきまして、なお、滞納者に財産があり、納税の誠意が認められないといったような場合は、滞納処分を執行することになります。これは、強制力を含めました、強制徴収をなささいという税制の制度になっておりますので、そういった制度に則りまして、対処いたしておるところでございます。

議長（西岡 正君）            はい、他に質問があればですね、

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君）            ちょっと待ってくださいね。

後ほどお願いしたいと思います。

はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君）            ええっと、今ですね、財産とか所在不明者というのはですね、役場の方でいわゆる戸籍持っておりますので、そこらへん、戸籍からの追跡とかは、それから親戚の方に聞いたりしたり、そういうことまでやったんですかいうんが1点。

それから、特別交付税、地方交付税がですね、対前年とどうであったんかという事が1点。

それからですね、固定資産税、軽自動車税。ああ、町民税、固定資産税ですね、これらについて、補正的に金额的にこう増えた理由いうんですかね、この分について、補正の金額ですね、これは、対前年を含めてどうで、どうだったんか、この3点をお伺いしたい。

議長（西岡 正君） はい、お願いします。財政課長の方からお願いします。

財政課長（小河正文君） それでは、交付税関係につきましてお答えいたします。

この18年度予算の時にもご説明したかと思うんですが、平成17年度と18年度と比べまして、一応18年度予算では、6パーセントの減額ということで、予算計上させていただいておったところであります。そういう中で、今回確定した金額が、先ほど申し上げた金額と言いますのも、この17年度旧町それぞれの取り組みと言いますか、予算計上の仕方、あったわけですが、その当初予算に対してこう、6パー、減額をしておったと。今回19年度予算、余分になりますが、19年度予算につきましては、確定した金額を元に、この普通交付税については、予算計上、国の地財計画に基づいて計上させていただいております。そういう中で、今回の18年度の普通交付税、53億9,500万余りの中で、特別交付税は、確かに、地財計画以上にこう、入ったという分がございます。以上です。

〔町長「何パーセント増えたかとか、それだけの話です。どれだけ増えたかということ。比較」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） どうですかね、その前年度は半年分ですか、比較はできますか。

〔町長「だから、今年は、もうええがい比較できんかったらできんでいい」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） ちょっと、比較するには、直ぐには、しかねますので、またさしていただきます。

議長（西岡 正君） ほな、税務課長、次お願いします。

税務課長（上谷正俊君） 先ほどの行方不明者等のつきましてのですね、停止関係でお尋ねがあったと思いますが、いろんな事例があるんですけども、外国からですね、日本に働きに来られまして、それで、一定期間勤務されてですね、帰国されるといったようなケースがございます。これらにつきましては、特に、ご承知のように、住民税というのは、翌年度課税といった制度上の制約がございます、翌年度課税時点ではですね、国内にはいらっしゃらずに、帰国されておるといったようなケースもございます。そういったケースをですね、どっか、そういった点につきまして、特に住民異動の中で、関係する市町等に対してですね、照会を送ったりいたしまして、その足取りと言いますか、その居住地、住民票がどこにあるかと、どういう生活実態かといったような点も把握しながらですね、進めておりまして、そういう関係市町との連携連絡を取りながら、財産調査なり生活実態調査を行っておるという状況でございます。それと、今回、税の歳入につきまして、計上させていただいておるものにつきまして、以前に、これ今回の専決でなしに、前回の3月補正

させていただいたかと思いますが、ゴルフ場関係会社におきまして、会社更生法手続きをとってありました関係会社でございます。そういった点につきまして、その会社更生法の手続きが完了するかどうか、やはり見極めました上で、税の補正をさせていた、あるいは、その他の関連する、その他の滞納の個人あるいは、法人につきましても、その分納誓約なんか結んでいただいていたといたしましても、その履行がどうかということも見極めながらですね、予算補正をさせていただくといったような観点で、今回、このような額を計上させていただいておる。そういったあたりが、今回の理由でございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 今、説明ありました所在不明者がですね、この 36 件が、全て外国人ということじゃないでしょ。

〔税務課長「はい」と呼ぶ〕

4 番（岡本義次君） それと、今、差押えされたですね、物件について、この間、テレビ見ておりましたけれど、国税なんか、インターネットでね、オークションかけて、ずっと、競り、どういうんですかね、上げていって、相当、金額がですね、思ったよりたくさん入って来たというふうに、テレビでもやっておりましたけれど、佐用においては、その差押えた物件についてね、そのように、どのような格好でですね、今後競売なり、そして、そういう措置をですね、とっていかれようとするんですか。

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（上谷正俊君） 今、ご指摘のございましたように、特に、あの、今インターネット購買等ですね、これ、動産等がですね、自動車でありますとか、そういった動産等に関しましてインターネット購買を積極的にやっておる市町、あるいは国、都道府県もですけれども、非常に増えております。で、それらに関しまして、特に本町の場合、こういった滞納処分につきましては、その滞納者の方の納税誠意がないと認められた場合に、その不動産でありますとか、あるいは債権。これは預貯金とか、給料とか、そういった、非常にまあ、これ換価性が高いと言ったような点がございますので、まずは、滞納者の滞納額等で見ましてですね、こういった、非常に換価性の高い財産お持ちの場合は、件数でも預貯金の差押え、18 年度 186 件差し押さえをさせていただいておりますが、これらにつきましては、即時取立てを行うということで、即時に取立てをするという手続きを経まして、取立てをいたしております。まあ、不動産等につきましては、これは、滞納額等から見まして、一定のやはり期間、分納等によりましてですね、本人の納税の誠意を納税するとして、一定期間かかるだろうといったような場合は、やはり不動産差押え等の方法をとらしていただくといったような場合もあるかと思います。で、今、ご指摘の動産等につきましてはですね、今後、本町といたしましても、そういった点も考慮しながらですね、進めて参りたい。ことに、該当する物といたしましては、例えば、自動車ですね、自動車差押えをいたしまして、今のところ、即、極端に引っ張って帰った件数はございません。登録だけ差押えするというので、完納に結びつけたりしておるケースが多いんですが、そういった点につきましても、今後は、検討を進めて参っていく必要があるかと思います。いづ

れにいたしましても、納税者の皆さんがですね、公正公平に納税をしていただくということが一番重要であろうかと思しますので、そういった点につきまして、納税者の方々の一層のご理解をお願いしたいというふうに考えておるところでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） あの、最後ですけど、ええっと、オンブズマンの新聞にもですね、上谷参事のことが載ったりしてですね、大変ご努力されておるといふのは、分かるわけでございますけれど、そうやって 186 件まあ、差押えされて、例えば、骨董とかね、掛軸とか色々な物件があればですね、持っておくだけじゃなくって、早急に、よその国なり市とですね、勉強、研修をされてね、佐用町も、直ぐ、そういう取り組みをして、少しでも税収がですね、入るように確保していただきたいということと、残りの分についてもね、大変しんどいということは、分かりますけれど、今言うた、正直者がバカ見ない世の中の為にもね、頑張っただけでやっていただきたい。このように思っております。

議長（西岡 正君） 他に。ちょっと待ってください。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） ちょっと待ってくださいね。金谷君。

6 番（金谷英志君） 19 ページの国庫補助金の中で、地域情報推進基盤推進交付金、この度の増額 480 万の、まあ増額ですけども、こう全体の事業として、18 年度事業として、この交付金は 3 分の 1 という話でしたけど、3 分の 1 に、これであるんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） はい、この補助金につきましては、精算によります交付金で、補助率につきましては 3 分の 1 ということでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

6 番（金谷英志君） はい、よろしいです。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 先ほどお答えいただいた関係なんですけど、ゴルフ場利用税について

は、税務課長は、その裁判のこと云々を付け足されましたけど、この交付税そのものは、県に入って、町に下りてくるものなので、それとは正確が違うものだと思うんです。そういう関係から、なぜこの増額、利用者が増えたということだろうかと思えますけれど、その辺をもう一度お願いしたいと思います。

それから、ええっとですね、ページ数はよろしいね。それから 13 ページの、まあ、高度情報通信網加入負担金ということで、減額 129 万円となっておりますけれど、これは、旧南光、旧三日月の加入戸数が最終的にどうなったのかということ、負担金が減額になっておりますので、その点を説明を加えていただきたいと思います。

それから、後、15 ページなんですけど、使用料及び手数料の関係で、それぞれ総務から民生、農林、ずっとこう手数料が減額ですね、されております。で、特にけんこうの里三日月の使用料の減額というの、大きい金額になっているんですけど、その、まあこの使用料の関係で、お尋ねしたい関係はですね、各公共施設の使用料の状況なんですけれど、使用料取っている所ととっていない所と、色々マチマチの実態があるんじゃないかと思うんですけど、その辺、使用料の関係の補正、直の、この数字の関係では、けんこうの里三日月の関係を伺いますけれど、その辺は、整理を、住民が使いやすい形にしていく方向で、減免規定なども活用して町民を支援していくべきではないかと、私、思うんですけど、その点、お願いします。

議長（西岡 正君）           まず、財政課長の方から。

財政課長（小河正文君）   はい、ゴルフ場利用税につきましてはですね、先ほど、申し上げましたように、県の方が徴収しまして、町へ下りてくるというなかで、昨年と比べましてもですね、こう増になっておるというのは、もう利用者、ゴルフ利用税でございますので、ゴルフ場に入られてする方が増えておると。まあ、これらにつきましては、今度、細かい分は、また県から資料等をいただきましてですね、9月の決算の時点で、旧と比較もしてもらいたいと思っております。

議長（西岡 正君）           はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君）   それでは、お答えします。

13 ページの分担金でありますけども、加入につきましては、加入、3月時点で、ほぼ加入申し込み件数ということで整理させていただいておったんですけども、最終的に減免等がございまして、その分を落としまして、最終的に 2,218 万 4,000 円ということに、頂くお金が、そうなるという事で、精算でございます。

議長（西岡 正君）           農林振興課長ですか。けんこうの里は。

〔福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君）           ああ、ああ、こっちですか、福祉課長。

福祉課長（内山導男君）   ええ、けんこうの里の使用料について、お答えをさせていただきます。

この補正予算で 135 万 9,000 円を減額させていただきました。これにつきましては、元々当初の見積が少し大きかったという点もありますし、それとけんこうの里の運営方法につ

きまして、中でいろんな問題が生じて参りました。特に、けんこうの里の1つの名物というふうになってましたのは、大広間でカラオケを利用されるグループがあって、そのグループが、宍粟市、大阪の方から専属的に来られるということですね、朝から夕方まで、ずっとカラオケを同じグループが利用するというような事もあったりしましたので、たまたま、そのカラオケ機械の更新時期というような事もあって、今現在、カラオケを止めさせていただきました。それによって、当面、昨年度の夏過ぎから利用者数が減ったんですが、今年度、年明けてからですね、非常にゆっくりと利用できるようになったというふうな、地域の方の声をもいただいておりますので、そういう形の運営方法に変えた為に、昨年の夏減った分の減額であります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） ええっと、先ほど、まちづくり課長が、最終の加入分担金のことを答えられましたけれども、三日月地域、南光地域それぞれの加入者が、全戸数の割合で言うところどれくらいになったか。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） パーセントについては、出しておりませんが、前もご説明させていただきましたように、春哉、志文で60戸ほどの中で、18戸申し込みいただいた。後は、テレビを見ない人等が抜けておるだけで、ほぼ、ご加入いただいたということになっております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） ええっと、31ページのね、25、土木債の3,000万の減ですね、この道路新設改良、この分の説明と。それから、ええっとですね、平福の道の駅の分ですね、ええっとページがですね、ううんと何ページや、ええ、63ページ、ええ、指定管理者の委託料がですね、23万1,000円減額、この分ですね、説明をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、財政課長ですね。財政課長の方から、こっちから。

〔建設課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） 道路新設改良事業債でございますけれども、3,090万円の減額でござ

ざいます。予算の当初におきましては2億200万円で60万円の予算をいただいていたわけでございます。内容につきましては、道路関係が9本。それから橋の関係が1本ございました。それぞれ事業の完了に伴う事業費の精算によってですね、今回減額をさせていただいております。

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（芳原廣史君） 続きまして、63ページの道の駅の委託料の関係ですけれども、道の駅の県施設の管理委託料として、当初予算化しておりました。で、その後、昨年の9月に指定管理の方さしていただいていたわけですが、県の委託事業という事で、指定管理の対象外という施設になりましたので、また元へ戻させていただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） ええっと、すみません。58ページですね、69、農産物の加工センターの、この1,000万からの減ですけど、これについては、その工事の入札の差額ですか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） この1,000万の減額ですけれども、これは合併浄化槽、ひまわり館の合併浄化槽で3月補正あげさせていただいております。その後ですね、県の方の申請手続きの関係です、水質汚濁法と産廃の関係の手続きがあります。その改善計画に伴いましては、県の方の申請の許可を受けて工事をするということになるんですけど、まあ、期間的な問題がありまして、現在は修繕、修繕をちょっとさせていただいております。補正予算で、調査設計の方を新年度挙げさせていただいております。今回は、この1,000万ということは、今回専決で落とさせていただいて、19年度で、まあ、その合併浄化槽の対応をしていきたいというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） まず8ページから伺います。

まず8ページ、町民税の個人の関係、所得割920万円補正して、総額5億2,236万6,000円というのが、18年度の詰めということになっております。それで伺いたいのは、先ほど、町長の行政報告で、ちょっと聞き違いかもしれないけれど、18年度確定した所得割が7億というふうに聞こえました。それだとしたら、一応この補正段階、専決段階では確定してないわけですが、2億円からの差が出て参ります。まあ、いくら確定してないとは

いえね、2億円の差ということになれば、あまりにも大きいというふう思うわけですが、そうであれば、なぜ、そのような大きな確定と、この専決時点での差が出るのかと、このあたりの理由を伺います。

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（上谷正俊君） ただ今のご質問にお答をいたします。行政報告の中で、町長の方より平成18年度の町県民税また19年度の町県民税について住民の皆さんの税負担額につきましてご説明をさせていただきました。で、あの、それにつきましては、町税と県税です、ね、両方の税を含んだ額で、住民の方には、課税通知しており、納税をしていただきますから、それで、ご報告をさせていただいたものです。で、この予算書につきましては、その内、県税分を除きまして、町税についてのみ、歳入の予算についてですね、これは、町の予算については、その県税を除いた町税分についてのみ計上いたしますので、そういった大きな額になりますけれども差が発生することになりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） だから、それでね、県民税含めて7億何ぼというので、この締めめ5億236万というのは、結局、7億の内の町民税としては、所得割これだということを課で確認。それが1つ。それが1つと、当然のことながら、5億236万の18年度所得割ということになれば、19年度当初予算が6億7,000万ですから、実際としては、もっと増えるんじゃないかと。5億200万で確定すればね。まあ単純に言えば倍なんだけど、倍にならなくても、8、9億程になるんじゃないかというような点が、これから見れるのではないかという質問。その2つ。

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（上谷正俊君） 今回の補正につきまして、18年度の実績につきましては、今集計作業を行っておるところでございまして、この出納閉鎖を経ましてですね、金額確定をいたします。今後、そういう点につきましては、改めて、またご報告の機会も持たせていただきたいと思います。この補正額、この今回の補正予算の額につきましては、920万につきましては、所得割を含めまして、今回、この額に補正をさせていただくということでご理解をお願いいたしまして、それで、19年度の今回の税制改正につきましては、ご承知のとおり、町民税、県民税のですね、税率が、従来とは、若干異なってきます。ことに県民税の税率がですね、従来から言いましたら、若干トータルで見ましたら、アップするんじゃないかといったようなところもございしますので、そういった町県民税全体としては増えますが、町税のアップ分また県税のアップ分、それぞれの税率がございしますので、トータルといたしまして、19年度予算案のですね、現在見込んでおる額につきましては、ほぼいい線で見込ませていただいたんじゃないかというふうに見ておるところでございします。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） まあ、そういうことだったら、それでいいんですけど。あの、ええっと、法人の均等割の関係、少し補正で伺いたいんですが、法人の均等割が 530 万追加補正、法人税割が 1,984 万ということですが、これは、まあ、法人の均等割は、一番下は 5 万から 300 までありますけれども、補正しなきゃならないというのは、新規の会社なのか、何故これが漏れてたのかという点ですね、そのあたりについて、この補正内容について伺います。

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（上谷正俊君） はい、法人町民税の税額につきまして、この度、補正をさせていただいておりますが、法人税割が 1,984 万 1,000 円の増額をさせていただいておりますが、これにつきましては、特に法人税割につきまして、各法人のですね、こういった税情報が、税の把握がですね、法人の場合に、中間値での申告また決算期での申告といったような二段階にわたっての申告がなされまして、中間値、中間の時点では、ある程度の収入が見込まれておってもですね、決算段階ではですね、それが収益が、中間値とは違ったその結果が表れてくるといったような、非常に変動要因がございまして、そういった点から、正確な税額を税割額を把握するために、3 月、こういった決算でのですね、把握となったという点がございまして、これらにつきましては、今後できるだけですね、各それぞれ法人の決算が、各月いろんな月にまたがってあるんですけれども、できるだけ早い段階で、そういった点を把握いたしまして、そういった法人の法人税割のですね、その都度できるだけ把握いたしまして、今後、予算に反映さしていくということも、我々として必要だったかなと、きちっと反省点といたしまして、今後、努力をしてまいりたいというふうに思っております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、ええっと 3 回ですか、ちょっと待ってください。

21 番（鍋島裕文君） はい。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） ええっとですね、ページ数で 28 ページと 29 ページの関係です。

まず 28 ページは、貸付金の元利収入の関係ですが、この会計で当初予算で計上されているものが、そのまま今回減額、全額減になっている貸付金があります。ですから、この事情なんですけれど、状況は、どのようになっているんでしょうか。その点を伺います。

それから、29 ページから 30 ページにかけての雑入の関係で尋ねたいのは、1 つは、下からと言うか中ほどから下よりの集会所火災保険料地元負担金というのが、当初計上されている額が執行されていない状況と、それから下の方の指定管理者納付金の 30 万につい

てですけど、今年度補正で、もうあがっておるんですけど、そこらへんの、指定管理者の納付金のあり方について具体的に説明をお願いします。

それから、30 ページの、その他、電話料金収入ということで、減額が 190 万 3,000 円あがっておりますが、そこらへんの事情なんですけれど、そこらへんの状況についてよろしくをお願いします。

議長（西岡 正君） ええ、貸付金は、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 貸付金、28 ページの住宅新築資金等の貸付金との関係で、お尋ねのことにつきましては、おそらく生業資金の貸付だろうというふうに理解しておるんですが、これにつきましては、現在、貸付件数が 7 件ありまして、その内のそれぞれ償還の為の話し合い等を続けておるんですが、生保受給家庭と、それに順ずる家庭ということで、ほとんど、償還ができてないという現状であります。

議長（西岡 正君） はい、次は、指定管理者、雑入の方は、どの方でしょう。財政課長、総務課ですか、財政課長ですか。財政課長。

財政課長（小河正文君） 指定管理者関係、全体で何件でしたか、十数件の指定管理者さしていただいております。そういう中で、どう言いますか、町で直接使用料等徴収するもの、また、そうでなくして、使用料でなしに、使用料に変わるものを直接、その指定管理者の方で受けていただくところの関係、これこの関係につきましては、確か南光の駅前の駐車場の関係だったかと思っております。もう一度確認はさせていただきますが、一応そういうふうに理解しております。それから、公衆電話等の関係、まあ今回、かなりの金額あげさせていただいております。これらにつきましては、旧町それぞれの収入と言いますか、別段貯金と言いますか、公衆電話だけの通帳を持たれてしておったんですが、これらについて、一括、町の方で、町と言いますか、出納の方に預けまして、そういう中で精算させていただいたという経緯で今回の補正をさせていただきました。

議長（西岡 正君） 総務課長ですか。集会所の火災保険。はい、総務課長。

総務課長（達見一夫君） ええっと、すみません、ちょっと資料を持って上がっておりませんので、後で、ちょっと報告させていただきます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。ちょっと待ってくださいよ。  
よろしいか。平岡きぬ糸君。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 貸付金の関係の回答で生業資金と言われたんですけど、住宅改修、従来の貸付改修資金、利子 8,000 円とか、取得資金、元金 13 万 4,000 円なり、取得分、それぞれあがっているものが、新年度当初予算で計上しながら、今回、全額落ちているので、そこらへんの事情ということで、お聞きしたんですが、ちょっと良く、もう一度お願いしたいと思いますが。それと、家庭の事情とか、いろいろ支払う関係で、それ

らは全部滞納というふうな形で、次は、滞納繰越分になっていくんだろうと思うんですけど、その債権は、ちゃんと保全されていますか。その点お願いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） はい、あの、貸付金につきましてはですね、18 年度 1 年間で、18 年度 4 月 1 日現在ですね、9,200 万余りの貸付金が、実質件数にして 55 件ありました。で、18 年度中に、その内、完納になったものが 1 件ありましてですね、全体的な回収金額が滞納分だけなんですけど、約 480 万円回収をさせていただきました。で、その中で、資金別に申し上げますと、新築資金での回収額が、元利合わせて 323 万 2,000 円余り。それから建設資金につきましては 20 万 9,000 円。宅地取得資金につきましては 90 万 3,000 円。住宅改修資金につきましては、30 万 5,000 円。合わせまして、この分が、460 万余りを回収させていただき、残り生業資金、それから災害援護資金等の回収の金額になっております。で、これにつきましても、いろいろ訪問したり、来ていただいたりして、それぞれの回収に当たっておるんですが、なかなか、実生活も貸付年度から相当な年数経っておりますので、特に、高齢で年金だけの世帯というのも増えて参っておりますし、なかなか、償還にに応じていただけないという現状があります。それから、それぞれの物件関係につきましては、一部、もうこの、当然、この資金によって建設された物件が無い事例も現実には出て来ております。

議長（西岡 正君） はい、平岡議員よろしいか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） ああ、こっちありました、すみません。はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） すんません、平岡議員さんが言われました、指定管理者納付金のことなんですけど、これにつきましては 30 万の補正させていただいておりますのは、上月の加工、販売加工施設、以前は、委託料でですね、委託料で施設使用料というのをもらっていましたが、9 月以降の管理者制度に伴いまして、施設の使用については、まあ、こういった管理委託料、納付金ということで、雑入で受けるようにしております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。  
はい、吉井議員。吉井議員、手挙げられた。

〔鍋島君「わし挙げとう」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君）

ああ、こっちでした、鍋島議員、すみません。

21 番（鍋島裕文君）

あのまあ、あっち飛び、こっち飛び分からのんじゃけどね、あのね、8 ページの、先ほどの続きなんですは、答弁してないんやね。法人の均等割というのはね、法人の法人税が確定しなくても関係ないんですね。法人税割りは、法人税が確定しないと、100 分の 12.3 だから、当然補正があるということあり得るんだけど、なぜ均等割が 530 万円の補正が出るのか、この質問について答弁もろてないんで、この点を 1 点。それから、もう 1 つ、もうついでに聞いておきます。直ぐ、変わられるから。

ええっと、12 ページの地方交付税、特別交付税でお聞きします。特別交付税が、総額 7 億 1,620 万円ということになりました。それで、町長、よく言われている合併協議会で確認された特例交付金制度、交付税制度、つまり 3 年間、旧佐用町は 6 億 8,000 万の交付税特例措置というふうに聞いておるわけですけども、果たして、それがそうになっているかどうかという、まあ、6 億 8,000 万を 3 で割れば 2 億何ぼですから、丁度この補正額になるわけですけど、そのあたりはね、特交を見る場合に、この分が、いわゆる合併協確認のいわゆる支援分というような形での判断ができるんかどうかね、そのあたりを聞いておきたいと思います。

議長（西岡 正君）

はい、税務課長。

税務課長（上谷正俊君）

ご指摘のように、この度、法人町民税におきまして均等割 530 万円の計上をさせていただいております。これにつきまして、ご指摘のとおり法人件数については、当初予算の段階から把握いたしまして、それによりまして課税をさせていただいておるといった点でございますが、この税につきましては、そういった額につきまして、この調定は、法人数に応じて総額を調定するわけでございますが、予算に、この予算におきましては、その内どこまで納税していただけるものかといったような見込みをだしまして、予算を計上させていただいております。そういったことで、この 530 万につきまして当初段階では、完納、納付に結びつけるかどうか、そういった点が、充分確かめられていなかった点がございましたので、この度、補正をさせていただいたといったような状況でございます。

議長（西岡 正君）

はい、財政課長。

財政課長（小河正文君）

交付税関係でございますが、この市町村合併の関係の包括等の関係につきましてはですね、17 年度につきまして 3 億 4,000 万余りの交付税特交部分で見ていただいております。

また、それから 18 年度の減額等この 3 年間部分と言いますか、につきましては、計算上入っております。そういう中で、18 年度につきましては、特交ヒアリング時点で、6 億程度というような話も聞いておったんですが、最終的には、これだけの金額が入ったということで。それから普通交付税につきましても、これは段階的と言いますか、10 年間部分、そして段階的に落ちて行くという部分でですね、計算上、旧町それぞれの計算に基づいて算出いたします。そして、その中で、一本算定との比較等もございますので、各町の旧町それぞれの交付税算定に基づきまして、申請をいたしておるところでございます。

議長（西岡 正君）

はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 確認したいのは、特別交付税自体がね、なかなか判断しにくいんだけど、合併支援の関係の特交分の 6 億 8,000 万という総額に対して、どこまで守られたかなというようなことなんかは、判断できるかどうか、それだけ聞きたいんです。

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） 一応、県の方から、この部分については、示されてきております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） ええっと、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） ページ 26 ページ、諸収入のところの 10 番の延滞金でございますけれど、この内訳ですね、町民税、固定資産税とか軽四税、それらの内訳と件数はいくらあったんかいうのが、1 点。

それから、65 ページ、17 番の公有財産のですね、土地の購入費で、2,499 万 6,000 円が減っております。その分と。

その 22 番の物件移転補償金 770 万 3,000 円。これについては、どういう物が移転されて、何件あったんかと。それからですね、次の、ええっと、66 ページ、河川総務費、20 番の河川費ですね、その中の工事請負金は、1,091 万円こう減となっておりまして、それらの中身についての、説明をお願いしたい。

議長（西岡 正君） ええ、諸収入の方からお願いします。

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 税務課長。

税務課長（上谷正俊君） ただ今の質問で、延滞金についてのご質問にお答えをさせていただきます。今回 28 万 4,000 円の補正をさせていただきますまして、補正額を 173 万 4,000 円にさせていただきますというものでございます。これにつきましては、延滞金につきましては、税法に定められておりますように、完納者、納期限内に完納されていた方と滞納されていた方との、そういった滞納税に関しまして、税法に基づきまして、年率 14.6 パーセントの利率の延滞金を徴収する。ただし、あの納期限から一ヶ月間につきましては、現行特例割合で 4.4 パーセントの利率になっておりますが、そういった利率の延滞金を本税と併せまして徴収をさせていただいております。それぞれ、本税それぞれに各期毎の本税に対しましての延滞金額の内訳があるんですけれども、そういった総件数の、ちょっと把握は、しておりません。利率につきましては、そういった利率を根拠にして歳入をいたしておるということでご理解をいただきたいと思います。

議長（西岡 正君） 財政課長でしょうか。公有財産。

〔建設課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、こっちですか。はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） ページ 65 ページでございます。道路新設改良でございますけれども、平成 18 年度におきましては、御蔭様で、15 路線を執行させていただきました。その中で、ご指摘の 17 番の 2,499 万 6,000 円の減。これにつきましては、当初予算ではですね、対象路線が 6 本ございまして、4,390 万円予算をいただいておったわけでございますけれども、その内の大きな要素としては、2 路線、1 本はですね、ごみ処理場に関する町道大畑線の改良でございますけれども、この路線で用地費 1,600 万いただいておりましたけれども、ご案内のとおり 3 市 2 町の調整の中で最終決定ですね、この測量関係ゴーサインが出たんですが、8 月頃だったと思います。その関係で、直ぐに仕事は打てましたけれども、どうしても、繰り越すのも非常にこう、失礼な、議員さんに失礼でございますので、不用額として落とさせていただいて、19 年度に新たに計上しております。1,600 万が皆減でございます。

もう 1 点は、ご案内かと思うんですけれども、三日月の旧三日月のですね、三日月駅、その東に埋立してですね、これ民間活力でやっているんですけれども、それに関する 19 年度で道路を 1 本入れます。その部分の用地買収費がですね、約 500 万弱、安価に、安価と言ったら失礼ですけども、当初見込みより 500 万程少なくて済んだというのが、大きな要因でございます。それから、補填補償費につきましても、同じことが言えまして、大畑線で、約 350 万のマイナス。それから同じく三日月の茶屋乃井野線というのが、19 年度やりますけれども、ここで 150 万程減っております。もう 1 点、徳久の 87 号線、これも 19 年度で工事施工しますけれども、ここで 200 万程減額がございまして、770 万程の減額になったということでございます。

それから 66 ページの工事請負費の 1,091 万の減額でございますけれども、これはご案内かと思うんですけれども、先ほどご提案されましたページ 24 ページの県委託金でですね、500 万の減額があったと思います。これは、河川クリーン作戦ということで、県の方からですね、事業費の 2 分の 1 を助成いただきます。当初では、1,000 万ということで 2,000 万強のですね、工事請負をやっておったんですけれども、県の方から申し入れがございまして、他に、非常にこう、緊急に事業費が要るんだというふうななかで、お互い納得のなかで、500 万を削らせていただいて、1,000 万程の事業をやらしていただいたんですけれども、町内、旧町単位に工事を打てまして、ほぼですね、200 万強から 300 程の事業費をやって、1,000 万程の事業をやらしていただきました。土砂除け、あるいは障害物の除去が主な事業内容でございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 一番最初ですね、税務課長の言われた件数については、それぞれつかんでいないということでございますけれども、また後、後ほどですね、分かれば、この総数のですね、173 万 4,000 円の内訳ですね、どういう物があったのかということで、また教えてください。以上です。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） ページ 43 ページの訪問利用サービス事業委託料ですが、これは当初予算 8 万 4,000 円に対して 7 万 6,000 円の減ですが、この理由を教えてくださいと思います。

それと、55 ページになりますが、棚田の保全活動事業費がマイナス 50 万の減です。これの内訳と説明をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） 当初予定しておりました人数より若干減ったということでございまして、利用者 15 名で延べ 28 件という結果で、こういった形になりました。

議長（西岡 正君） 農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 55 ページの負担金補助の棚田保全推進活動助成金でございすけども、この内容は、甲乙の大木谷に対して 20 万円の助成をしております。それと、田和について 15 万円助成しております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 先ほどの訪問利用サービスなんですけど、25 名ということですが、これは、地域的に見ると、佐用は、去年から始まったわけなんですけど、前々から以前から実施している上月とかに分けますと、新しく始まった所での利用はどうだったのでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） 利用者 25 名じゃなしに 15 名です。

〔笹田君「ああ、すみません」と呼ぶ〕

健康課長（井村 均君） 延べ 28 名ということで。そのへんにつきましては、ちょっと、私の方、未だ把握しておりませんので、また調べて把握させていただきたいと思っておりますけれども、やはり、そういった形で、今まで、実施されてない所がありましたので、余分に大きめに組んで、計画は立てたと思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。

ないようですから、質疑を終結させていただきます。

これで、本案に対する質疑を終結し、これより討論に入りたいんですが、討論ある方、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君）            ないようですから、討論を終結いたします。

これより本案に対して採決に入ります。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、平成18年度佐用町一般会計補正予算、専決2号を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君）            挙手、全員であります。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

ここで、お諮りします。昼食の為、午後1時15分まで休憩したいと思いますと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君）            ご異議なしと認めます。

それでは、休憩に入ります。

午後00時13分 休憩

午後01時15分 再開

議長（西岡 正君）            それでは、すみません、再開をするわけでありますけれども、本審議につきましては、専決でございますので、また9月に決算がございますので、その点、お含みの上、質疑をしていただきますようお願いをいたします。

それでは、再開いたします。

続いて、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、平成18年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算、専決第3号の質疑に入ります。質疑ありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君）            はい、鍋島議員。

21番（鍋島裕文君）            じゃあ、1点、11ページ、ええっと、保険給付費の財源変更が11ページ一般保険療養と高額療養の関係で、財源変更を行われています。13ページの介護納付金もそうですけど、その財源変更の内容ですね、何故こうなったか、説明願いたいんですが。

議長（西岡 正君）            はい、答弁願います。はい、住民課長。

住民課長（山口良一君）        財源変更につきまして、単純に言いまして、交付金が増えたという

ことによって、財源変更しておるわけですが、これがですね、決定が遅かった為に、3月の補正には間に合わなかったということで、今回計上しております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいでしょうか。他に。  
ないようですから、これをもって、質疑を終結いたします。  
これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を省略します。これで、本案に対する。  
承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、平成18年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算、専決第3号を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、本案は、原案のとおり承認されました。  
続いて、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて、平成18年度佐用町老人保健特別会計補正予算、専決第4号の質疑に入ります。質疑のある方、発言願います。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 5ページの医療給付費ですが、これの2億8,788万の減の理由と内訳を説明願います。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。ああ、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 今回、大幅な減額という格好にさせていただきました。総額32億余りの金額になるんですが、全体の予算で言えば、で、その中で約10パーセント程度の減額ということで、どうしても老人医療費につきましてはですね、年によって変動があったり、いろんな形がありますので、ある程度、多めに当初予算で予算化させていただいて、国県の予算確保等もあって、多めに予算計上をさせていただいております。まあ、特に18年度につきましては、17年度、それぞれ各町毎に、この老人保健の予算持っておりましたものを、そのまま積み上げて来ましたので、若干、こういう形になったかと思うんですが、これからもう少し、またしびやにまた、見てですね、予算計上していきたいというふうに思っております。まあ、ちなみに内訳というふうにおっしゃったんですが、老人保健の対象者、約3,900名であります。この方達の医療費の積み上げでありますので、その点、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） あ、3,900 人ということなんですが、この減の中に、例えば、医療費の、その単価が、診療単価いうんですか、とか、医療報酬が下がったことが原因ということとは、考えられませんか。

議長（西岡 正君） ええ、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） それぞれ送られてきておりますレセプトによる、これが積み上げです、それぞれ、ちょっと 1 件毎の、まだ分析についてはですね、特に、18 年度分の分析については、今のところようしておりません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 4 ページです。使用料及手数料、督促手数料として 2 万 9,000 円計上されました。まあ、補正前は、1,000 円ということで、この関係で、お伺い・・・ええっ、違った。4 ページ。

議長（西岡 正君） 介護保険。老人保健。

18 番（平岡きぬ糸君） ああ、そうか。違う。違いますね。老人保健ですね。すみません。後でします。ごめんなさい。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） あ、4 ページのね、第三者納付の法第 41 条による損害賠償金、この 620 万 5,000 円。これについては、件数としては、何件ですか。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） これにつきましては、今年度、交通事故分で 3 件分であります。

議長（西岡 正君） はい、他に。ないようですから質疑を終結いたします。これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、討論を省略いたします。  
承認第 4 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 18 年度佐用町老人保健特別

会計補正予算、専決第4号を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

続いて、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて、平成18年度佐用町介護保険特別会計補正予算、専決第5号の質疑に入ります。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ系議員。

18番（平岡きぬ系君） 4ページです。歳入の督促手数料の関係でお伺いします。2万9,000円計上されておりますけれど、この状況です。その前の第1号被保険者のところで、滞納金55万7,000円マイナスという格好になっておりますので、それとの関連も含めて、説明を加えてください。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。健康課長、健康課長。

健康課長（井村 均君） これにつきましては、ちょっと把握しておりませんので、後から、報告させていただきたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ系君。

18番（平岡きぬ系君） 介護保険料を滞納することで、国保とはまた違いますけれども、いわゆる介護が受けられる言うんか、そういう対象になったとしても、介護保険料を滞納した場合は、ペナルティーがかけられるというような、そういうものがありますので、そこらへんの関係で、実態として、この滞納督促料なり滞納保険料があがっている関係についてね、実態がそういうことが起きていないのかどうかね、そののそこを聞きたかったんです。

議長（西岡 正君） ええ、答弁。

〔健康課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） 実態につきましては、その、2年時効でしたか、それで、その介護が、全然受けられなくなったというような話は、私変わってから、まだ聞いておりません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 実態として、正確かどうか、また、後でよろしいですので、お願いします。

議長（西岡 正君） それでよろしいですか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 20 番、吉井です。じゃあ、さっきのペナルティーの問題については、後ほど、調査の上でお願いします。それで、この 4 ページなんですけれども、滞納繰越、個々の事情については、調査はされていますかどうか、というのが 1 点と。

それから、13 ページ、14 ページ。13 ページから 17 ページまで、あの、サービスですけれども、介護度毎のサービスの限度額に対する利用割合、これまでは、約 3 割程度の利用ではないかということでしたけれども、この 18 年度は、どういう状況になっているかという点と、それから、このサービスのところで、大幅な減額になっているものが、たくさんあるわけなんですけれども、これの理由についてお願いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

健康課長（井村 均君） 一番最初の滞納の関係で、滞納言うんですか、未納、未納の関係ですけれども、これにつきましては、今現在、60 名近くおられるようですけれども、それにつきまして、色々そこへ、訪問させていただいて、滞納整理等を行っておるような状況でございまして、その中で、まあ、大体生活が若干苦しいと言われる方が、相当あるようにお見受けします。そういった中で、滞納整理を行っておるような状況でございます。それが積み重なってきたのが、ここに出ておるような状況でございます。

それから、2 番目の利用状況でございますけれども、18 年度の、まあ、現況でございますけれども、在宅サービスが、大体 50 パーセント程度、それから施設サービスが 45 パーセント程度と、それから残りににつきましては、25 パーセント程度、それにつきましては、給付は受けられずに、介護の関係の、その住宅改修とか、それから、福祉用具とかが、多くなっております。まあ、年々伸びておるのが状況でございます。

答弁になったかどうか、ええがいに分かりませんけれど。

〔吉井君「じゃあ、あの、利用」と呼ぶ〕

健康課長（井村 均君） それから、もう 1 つですけれども、その大きな減額は、原因は何かということでございますけれども、これにつきましては、やはり、先ほど、老健でも課長が申し上げたように、大きな利用、1 件施設利用がありましたら、大体月 30 万程度、そ

の要介護によって違うんですけれども、30 万程度かかります。そういった関係で、12 ヶ月入られたら、それだけで、300 いくらという数字が出ますので、そういった形で、一応、多めには組んでおります。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） あの、参考までに聞きたいんですが、コムスンのサービスを利用されているような方は、ありませんか。こちらの方は。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） ございません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。他に。  
ないようですから、質疑を終結いたします。  
これより、本案に対する討論に入ります。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、討論を終結いたします。  
承認第 5 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 18 年度佐用町介護保険特別会計補正予算、専決第 5 号を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

続いて、承認第 6 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 18 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算、専決第 6 号の質疑に入ります。質疑のある方ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 3 ページのね、施設事務費事業収入のなかで、208 万 1,000 円が減ってございますけれど、これについても、やはり今、おっしゃるように、許容の範囲の中ででの、こういう金額ですか。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 事業収入として挙げております、生活扶助費、施設事務費につきま

しては、それぞれ所得状況にもよるんですが、この場合は、老人措置でいっておりますので、それぞれ所得の段階で変わってくるんですが、それに伴う、若干単価改正等もありますので、基本的には定員 50 名で上の段に佐用町分とそれから他市町分というふうに二段書きになっておりますが、これにつきましても、約佐用町が 38 名から 39 名。それから他市町から 11 名等お預かりしております高齢者の皆さん方の、それぞれの生活費とそれに対する事務費であります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。  
ないようですから、質疑を終結いたします。  
これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を省略いたします。  
承認第 6 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 18 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算、専決第 6 号を原案のとおり承認することに賛成の方の、挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、本案は、原案のとおり承認されました。  
続いて、承認第 7 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 18 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算、専決第 7 号の質疑に入りますが、質疑ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 3 ページ、10 番の 15 款、使用料及び手数料の滞納ですね、15 万 7,000、14 万 4,000 円、こうあがってございますけれども、これらについての件数とですね、それから、これ何ヶ月滞納したら、いわゆる切っていくというふうに、その事実、そういうふうなことやったことあるんかどうか。

議長（西岡 正君） はい、水道課長。

水道課長（西田建一君） ただ今のご質問の滞納繰越分等の件数につきましては、把握しておりません。平成 18 年度の収納状況を勘案して、それぞれ現年度分 271 万 8,000 円、滞納繰越分 15 万 7,000 円を追加させていただいてますので、件数等につきましては、最終的な決算の中で報告等させていただきます。

それから、給水停止でございますけれども、要綱等に基づきまして、要綱等によりまして 4 ヶ月以上滞納すれば、給水停止をするという要綱になっております。しかしながら、色んな状況を勘案して、必ずしも要綱どおりには給水停止行っておりませんけれども、何ら、督促催促しても、一切納入されないという方につきましては、平成 18 年度につきましてもですね、若干の給水停止を行っております。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。  
ないようですから、これをもって、質疑を終結いたします。  
これで本案に対する討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結いたします。  
承認第7号、専決処分の承認を求めることについて、平成18年度佐用町簡易水道事業  
特別会計補正予算、専決第7号を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、本案は、原案のとおり承認されま  
した。  
続いて、承認第8号、専決処分の承認を求めることについて、平成18年度佐用町特定  
環境保全公共下水道事業特別会計補正予算、専決第8号の質疑に入ります。質疑ございま  
すか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、終結いたします。  
これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようでございますので、これで本案に対する討論を終結いたし  
ます。  
承認第8号、専決処分の承認を求めることについて、平成18年度佐用町特定環境保全  
公共下水道事業特別会計補正予算、専決第8号を原案のとおり承認することに賛成の方の、  
挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、本案は、原案のとおり承認されま  
した。  
続いて、承認第9号、専決処分の承認を求めることについて、平成18年度佐用町生活  
排水処理事業特別会計補正予算、専決第9号の質疑に入りますが、ございますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 4ページで、4ページの10款20項ですが、一般管理費の中で、県  
土地改良事業団体連合会賦課金ですが、マイナス10万円になっている、この理由は、一  
応課長に聞くと、前年度に仕事に応じてもらえるお金が、ああ、もらえるんじゃない。仕

事に応じた金額だったのが、仕事がなかったという事でマイナスになったんだということは聞いたんですが、それでは、その前の年の実績はどうなっているか。それと、この 10 万円という金額の根拠を教えてくださいたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） 17 年度は、半年の決算になったと思います。そこまで、ちょっと調べておりません。農業集落排水事業としては、17 年度は確かなかったと思いますので、なかったんやないかと思いますが、ちょっと後ほどまた調べます。それと、この 10 万円、これは前年度によって、当然、かける分でございます。率は、ちょっと今、持っておりませんけれども。ほたら、当初予算の段階で、前年度なかったのになぜあげたんやということになるかと思うんですが、合併のドサクサいうたら語弊がありますが、ちょっと、そこまで、いってなかったということでございます。申し訳ありません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいでしょうか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） その 16 年度は、旧佐用町の方で見ると 5 万円になってるんですね。で、それと、もし、その 10 万円が、10 万円ですけども、減になっているわけですが、減にならなくて、使う場合は、使うというか、そのお金をどういうふうにされるのか、お聞きしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） 農業集落排水施設の県土地改良団体連合会から前年度の事業費に基づいて請求が来ます。請求が、当然来ておりませんから、それ以外には、使いません。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 3 ページ、使用料、第 20 款ね。この 15 番の滞納繰越の 5 万 7,000 円、これ件数と、それから、どういう中身ですか。

議長（西岡 正君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） ええっと、5 万 7,000 円、これ滞納の追加額の件だと思いますけれども、収納済額が、9 万、農集で 9 万 8,400 円。それから合併浄化槽で 12 万 3,000 円いうことで、予算計上額、当初予算計上額より増えた分を実績で計上させていただきました。

以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。岡本議員。

4 番（岡本義次君） 今、何か、ピンとこんけど。

〔山本君「今、予算や、予算よりようさんもろたんやということやろ。5 万 5,000 円。ようさん徴収できたんやと言いよんやろ」と呼ぶ〕

下水道課長（寺本康二君） そうです。

4 番（岡本義次君） 件数としては。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。件数としては。

下水道課長（寺本康二君） 件数。ええっと、あのすみません、件数把握しておりません。また決算の中でご説明させていただきたいと思います。以上です。

議長（西岡 正君） はい、他。よろしいですか。はい、他に。  
ないようですから、質疑を終結いたします。  
これより本案に対する討論に入りますがございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、これで、本案に対する討論を終結いたします。  
承認第 9 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 18 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算、専決第 9 号を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

続いて、承認第 10 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 18 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算、専決第 10 号の質疑に入ります。質疑のある方ございますか。ありませんか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） ないようですから、質疑を終結いたします。  
これより本案に対する討論に、あります。

〔笹田君「する前に手挙げたのに」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 笹田鈴香君。締め切った、まあ、続けてしていただいて、よろしい

ですね。

〔笹田君「する前に手を挙げたんですけど、いいですか」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、どうぞ。

5 番（笹田鈴香君） 3 ページなんですけども、県委託金の人件費が 1,000 円とあるんですけども、細かい金額なんで、なぜ、1,000 円を挙げられたのか、理由をお尋ねします。

議長（西岡 正君） 天文台業務課長。

天文台業務課長（杉本幸六君） お答えします。県から指定管理料でいただいている分なんですけれども、県の方の予算と合わせる為に、1,000 円でありましても、帳尻あわすということで、きちんと金額をおさえるという必要の為に計上させていただきました。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

5 番（笹田鈴香君） はい。

議長（西岡 正君） はい、他に。ないようですから、質疑を終結いたします。  
これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようでございますので、討論を終結いたします。

承認第 10 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 18 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算、専決第 10 号を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

続いて、承認第 11 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 18 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算、専決第 11 号の質疑に入ります。11 号に入ります。質疑のある方発言願います。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、4 ページ伺います。提案説明にあったように、旧上月町から赤字の場合は、繰上充用ということできたわけなんですけど、この 4 ページで一般会計繰入金 1,047 万 1,000 円ということで、こういった、この年度からこういった措置ということで、説明がありました。それで、伺いたいんですが、確かに、決算委員会、予算委員会の

中で、議会の方から単年度で分かるようにすべきだという意見が出ました。その中で、当局の答弁を、今までの聞いてますと、確かにそういった考え方はあるけども、繰上充用の方が赤字総額としては、的確につかめやすいと。会計上ですね、こういった答弁をされたというふうに、記憶しております。私達も、旧上月町時代から、この一般会計の繰入というのは、交流会館については、使用料と一般会計で賄う。それから笹ヶ丘については、施設の更新等は、一般会計へ繰り入れるが、後は、一般会計から入れないという形で来ました。ですから入れない訳ですから、当然、足らなかったら、繰上充用という形で、最終的には4,500万程になったわけですけど、そういった従来の当局の答弁ですね、赤字総額が的確につかみやすいということを曲げて、あえて、ここでされておるわけですけど、そのあたりは、どのような判断をされているのか、伺っておきたいと思います。

議長（西岡 正君） 商工観光課長。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） 町長ですか。はい、町長。

町長（庵逄典章君） それは、従来から、そういう見解でしたというのは、旧町で、そういう見解だったということですか。新町になってからは、そういう答弁したことを、私は記憶をしてないんですけども。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） ほな、あの、私が決算委員長務めた昨年9月に答弁の中で、そういった考え方もあるけども、赤字総額として見る場合にね、繰上充用の方がつかみやすいというような内容の答弁をされたわけです。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） それは、その両方のやり方があるんですけども、決して、その今までの繰上充用が間違いでは、のやり方がね、間違いではなかったということと、繰上充用した場合には、赤字総額については、その見易いという点については、話がしたんじゃないかと思います。ただ、やはり、それをですね、繰上充用、ずっと重ねていきますと、その最終的に旧町で処理されたように、ドンドン膨らんでいってですね、何千万という形になって、それを、また補填をすると。その段階でするという形になりますのでね、ですから、まあ単年度ですね、それは、努力しながら、必要な物については処理をして行くという形をとった方がいいんじゃないかということで、こう一般会計での、この今回、こういう補正にさせていただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

21 番（鍋島裕文君） はい。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 3 ページ、使用料ですけれどもですね、それぞれ、総額では、2,100 万から減っておるわけでございます。宿泊料それから食事料それから入浴料、これら金額的に、こういう金額が出ておるわけでございますけれども、宿泊の数にしても、どれぐらいこれ、減ってきたんですか。700 万から言うたら、対前年と比べたら。

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（芳原廣史君） まず、大きな減額をさしていただいておりますのは、繰上充用を今までとっておりましたので、歳出に合わせた歳入を組まなあかんということで、ここですわ寄せをしておったわけです。で、今回、一般会計から繰入をしていただく為に、ここで正規の実績に戻させていただいたということでございます。宿泊者につきましては、対前年 156 名増えておりますけれども。

〔岡本義君「あっ、増えておるん」と呼ぶ〕

商工観光課長（芳原廣史君） 増えておりますけれども、食事とか、入浴等で利用者数が、食事では、487 名、それから入浴では 794 名というような減数になっております。宿泊者数では増えておりますが、後の利用実績では減っておるという状況でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。他に。ありませんか。  
ないようでしたら、質疑を終結いたします。  
これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、討論を終結いたします。  
これより本案に対する。失礼。

承認第 11 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 18 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算、専決第 11 号を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は、原案のとおり承認されました。

続いて、承認第 12 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 18 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算、専決第 12 号の質疑に入ります。質疑のある方ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 3 ページの雑入で、それぞれ歯ブラシ以外、町ぐるみ健診も増えましたが、母子保健事業受託料、結果説明会、学校保健指導料、介護予防事業受託料が減額という形の形になっております。で、これについて、旧町の時の 17 年度決算の金額と比較しても、あんまり変わらないと言うたらあれですけど、合併後の状況からすると、この締めくくりの減額というのは、どういうふうな内容なのか、まあ、それぞれどういう状況なのかをお願いします。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） 答弁になるかどうか分かりませんが、昨年、途中で歯科衛生士が 1 名減りました。そういった関係も若干影響しておるんじゃないかというふうには思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいでしょうか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） まあ、4 月から交代されたので、その状況が良く掴まれていないというふうに理解したらよろしいんですか。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） はい、勉強します。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、いいですか。3 回済んだ。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） いい事はないですよ。あのですね、この会計は、その、診療報酬と、それから収入としては、いわゆる、この雑入の所が大きいわけで、今回の場合は、一般会計からの繰入金という形になっておりますけれど、その雑入で占められる、町ぐるみ健診であるとか、それから母子保健の関係なんかについて、従来と言うたらあれですけど、単価とか、そのあり方が、大きく 18 年度から変わったんじゃないかと思われるんですが、そこらへんの事情とかが、説明していただけたら、ありがたかったですけれど、町として、その保健関係なんかについて、町が、行政が責任を持って行くという形を取れば、この雑入の関係は改善されるんじゃないかと、私は思ったんですけど、そういった点もお聞きしたかったのと。それから、一般会計の繰入金という形になっておりますけれど、この診療所を持っているということで、いわゆる交付税は、従来算定のものとして継承されていたというふうに説明を従来から受けて来ているんですけど、そこらへんの内容も変

わらず、交付税、色々こう、制度が様変わりしておりますけれど、この保健センターがあるということについての交付税参入などは、状況はどうなっているのかということなども、お願いしたかったんですけど、今、説明できればお願いします。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） まあ、診療報酬収入と雑入いうんですか、諸収入、それが、大体去年と同等クラスで推移しております。それで、まあ、先ほど申されました、地方交付税参入につきましても、平岡議員がご存知の、そのままの状況で推移しております。

議長（西岡 正君） 財政課長、分かりますか。いいですか。それ。  
それで、よろしいか。  
はい、他に。ありませんか。  
ないようですから、質疑を終結いたします。  
これより本案に対する討論に入ります。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。  
承認第 12 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 18 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算、専決第 12 号を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、本案は、原案のとおり承認されました。  
続いて、承認第 13 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 18 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算、専決第 13 号の質疑に入ります。ございますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 2 ページの売払代金、売払代金の減額ですけれども、町長の提案説明の中で、3 区画が売れ残るということですが、その売れ残った要因は、どのように分析されますかね。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、商工観光課長。

商工観光課長（芳原廣史君） 要因の分析まではしておりませんが、まず、両方の 2 区画、今売れております 2 区画分は、以前からこう、計画が、要望があったということでして、後の 3 区画、残っております 3 区画につきましては、規模が小さいのか、地理的なものか、ちょっとそこらの所は良く分かりません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） まあ、そういうふうには、素人が見てもですね、区画が小さいとか、その状態とか、いろいろ分かるんですけども、その募集されたり、問い合わせなんか、いろいろあったと思うんですね。実際、土地見られた方もあるし、そういうような説明聞いた中で、これで、役場、担当課としてね、掴んでおられるのは、どういうふうな状況だから、これ売れるのか、いろいろ問い合わせもあったと思うんですよ。そのへんの、その課長は、分析はしておられないと言われますけれどもね、それでしたら、先ほど、この問題にしても、前についてもね、それでしたら、どういうふうな対策として、町が、この、その土地を、宅地を売るのかということも検討すべきだという提案をさせていただいておるんです。その中で、その課長答弁ですからね、もうちょっと分析されて、もっと真剣に売られるような努力をされたらと思うんですけど、いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（芳原廣史君） なるほど、あの、問い合わせはありました。で、町民の方からと言うよりも、建物の建築業者の方からの問い合わせがありました。で、まあ、あそこにつきましては、旧三日月町の町営住宅の跡地ということで、以前から住宅用地として計画されておったようでございますので、上水道等も完備した住宅として売り出したわけですけども、今後はですね、区画が狭いようであれば、2区画を同時にというようなことも方法でしょうし、今まだ、30パーセントが入って来ております関係で、まだ、70パーセント、今購入されておる方が70パーセントまだ残っておるという状況でございますので、地価の変動等もございましたら、それに連れて変動もしていかなるを得んのかなということも思っておりますけども、まあ、地価の改定につきましては、まあ、これは、私の考えでございますけども、今、昨年度、購入された方がおられますので、特に近い内には、引き下げは、ちょっと無理じゃないかと思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。町長、どうぞ。

町長（庵逄典章君） 金谷議員からも前、そういう話ですね、当然あの、色々と要因は、たくさん分析しております。

やはり、あの、もとを、今現在、販売ができましたのは、以前から、そこが欲しいと言われてた方があった中で、まあ、その方は購入をいただいておりますけども、後の区画につきましては、やはり、敷地造成を、あまりかけずにですね、現況のまま、その土地価格を抑える為にもですね、販売をしたわけですけども、擁壁とですか、法面がですね、きちっとした現況のままで、後から購入後、対策をしなきゃいけないというような点が残ったまま、販売をしております。で、やっぱり、そういう点で、やはり見られた方がですね、少し躊躇されている面があるんじゃないかということも、私は、感じております。で、ま

あ、やはり、その今土地はですね、価格的に、私は、かなり、周辺の土地から比べればですね、町が販売する価格として、充分に色々と検討した結果、中で、販売しておりますので、相当決して高くはないと思っておりますけども、どういう土地でも売れるというんではなくって、どうしても、場所的にいい所を求められますから、そういう希望者の要件にあった形というものを、やっぱり作り出していかないと、なかなか、販売ができません。で、あの、他にも、未だ残っている所があります。まあ、そういう点について、今年度ですね、もう一度それぞれの土地の状況を再度確認をして、いわゆる、なぜ売れないか、どうしたら買っていただけるか、そういう点をよく検討しながらですね、早期に、販売し、また住宅を建てていただけるような形に持って行きたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 2 ページのですね、2 区画が売却されたということございますけれど、この 2 区画の面積は、いかほどですか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（芳原廣史君） 売却されました 1 区画につきましては、266.19 平米。それから、後 1 区画につきましては、232.97 平米で、約 500 平米程度の、2 つ併せて 500 平米程度でございます。

議長（西岡 正君） よろしいですか。はい、他に。  
ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。  
これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

承認第 13 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 18 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算、専決第 13 号を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

続いて、承認第 14 号、専決処分の承認を求めることについて、畑作物共済の危険段階基準共済掛金率の改定について、専決第 14 号の質疑に入ります。ございますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） まず、お尋ねしたいのは、この共済に加入している件数は、担い手、そして被担い手とありますが、何件くらいあるでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、共済課長。

農業共済課長（田村章憲君） 担い手の方でございますけれども、12 戸でございます。営農が 7 件で、法人が 2 件、それから認定農業者が 3 件でございます。

それから、残り全部で 42 戸対象にあるんですけれども、その残り 30 戸が一般の方でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） それではですね、この単価を見ても違うんですけれども、やはり担い手の方が、一番上の 1 類を見ますと、169 円で、被担い手は、129 円と差があるんですけれども、その差の理由をお聞かせください。

議長（西岡 正君） はい、共済課長。

農業共済課長（田村章憲君） 今年から、品目横断の経営安定対策事業の移行によりまして、担い手の方が優遇ということで、単価が大きくて、被担い手の方、一般の方には少ないという方向で、県の方から指示が来ております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいでしょうか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） 笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 品目横断というのは、制度として受けられる人はいいいんですけれども、できない人の方が、佐用町の場合多いわけで、結局、小さい農家を切り捨てるような農政になっている上に、またこういうことも、これを見ましても、やっぱり小さい農家の切捨てということが見られると思います。で、県の指導ということも、先ほど、この率なんかとか、言われましたけども、やはり、これを見ますと、地域的に言うと、三日月なんか、率が高いんですけれども、やはり、折角同じように作るんですから、これらを、県の指導だけじゃなくって、やはり町独自で変えるというか、変更してもらうようにすることはできないんですか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。共済課長。

農業共済課長（田村章憲君） ええ、これあの、国の方の政策によって、保険事業を行っておりますので、町独自でいうことでは、ちょっとできないんじゃないかなと思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。  
ないようですから、質疑を終結いたします。  
これより本案に対する討論に入ります。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結いたします。  
承認第 14 号、専決処分の承認を求めることについて、畑作物共済の危険段階基準共済掛金率の改定について、専決第 14 号を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

---

#### 日程第 20．諮問第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（西岡 正君） 日程第 20 に入ります。  
諮問第 4 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました諮問第 4 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての提案理由のご説明を申し上げます。

人権擁護委員は、法務大臣の委嘱によるもので、合併以前は郡内に 12 名の委員がおりましたが、合併と同時に 2 名減の 10 名となり、19 年末までに更に 2 名減の 8 名、平成 22 年 10 月から 7 名とするよう神戸地方法務局より指示がございました。現在 9 名の委員で人権相談等の活動を行っていただいているところでございますが、現状の人数では、十分な活動ができない状況であるため、法務局龍野支局を通じて、1 名増の 10 名としていただくよう、特別の定数を申請をしておりましたところ、過日承認の通知があり、今回新たに佐用町西河内 441 番地の 2 の押田美代子氏を候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

押田氏の経歴につきましては、経歴書のとおりであり、人権擁護委員として適任者であると思っておりますので、ご同意いただきますようお願いを申し上げ、提案の説明いたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。  
ここで、しばらく休憩をいたします。

今日、朝、運営委員長の方からご報告されたとおりでございますので、議員の方については、控室の方へお願いしたいと思いますので、暫く休憩しますので、お願いいたします。

午後 0 2 時 0 5 分 休憩

---

午後 0 2 時 2 5 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き会議を続行いたします。  
諮りいたします。

〔「議長、まだ来ておられません」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） あっ、暫く休憩します。

午後 0 2 時 2 6 分 休憩

---

午後 0 2 時 2 7 分 再開

議長（西岡 正君） 休憩を解き会議を続行いたします。  
お諮りします。本件は、お手元に配付いたしました意見のとおり答申したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。  
諮問第 4 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配付をいたしました意見のとおり答申することに決定しました。

---

日程第 21 . 議案第 71 号 佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 21 に入ります。  
議案第 71 号、佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました、議案第 71 号、佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての提案理由のご説明を申し上げます。  
今回の一部改正は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、本年 4 月 1 日に施行されたことに伴うもので、最近の社会経済情勢に鑑み、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の加算額について、配偶者以外の 3 人目以降の扶養親族に係る加算額を、2 人目までの扶養親族に係る加算額と同額に引き上げるものであります。補償額は、団員の階級と勤務年数により定められた補償基礎額に、障害等の程度による倍率を乗じて計算されるもので、今回の改正により、扶養親族の補償

基礎額の加算額が、従来は3人目以降の者については、1人につき167円だったものが、200円に上げられることになります。

政令の改正による一部改正でありますので、ご承認をいただきますようお願いを申し上げ、説明いたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましても、本日即決いたします。

議案第71号、佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての質疑に入りますが、質疑ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

議案第71号、佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第22．議案第72号 佐用町税条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第22に入ります。

議案第72号、佐用町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました、議案第72号、佐用町税条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

この度の町税条例の改正は、佐用町税条例第143条、入湯税の税率に係わるものであります。この度、佐用町口金近地内におきまして、新たな鉱泉浴場施設の設置が予定されており、佐用町税条例第143条、入湯税の税率を見直す必要が生じたことに伴う改正でございます。改正の趣旨は、現行条例は、地方税法第701条の2、入湯税の税率は、入湯客1人1日について、150円を標準とするものであるとの規定に基づいて定められたものであり、今回新たに設置される入浴施設は、宿泊を伴わない鉱泉浴場であるため、地方税法において入湯税の標準税率が定められている趣旨に基づき、入湯税の税率を宿泊を伴う場合と宿泊を伴う以外の場合の2段階の税率に改めるものでございます。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げ、提案の説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましても、本日即決といたします。

議案第 72 号、佐用町税条例の一部を改正する条例についての質疑に入りますが、ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 今回、宿泊を伴わない場合、50 円ということで改正されるわけですが、当初予算は名目予算になっているんですけど、具体的には、これはどういう、どれぐらい、町としては見込まれているんですか。ちょっと、お願いします。

議長（西岡 正君） はい、税務課。

税務課長（上谷正俊君） 失礼いたします。

今、お尋ねのとおり、当初予算では、名目予算といたしまして、1,000 円を計上させていただいております。で、この 18 年度の、この入湯税につきましては、あ、19 年度の入湯税につきましては、後ほど、上程をされます一般会計予算書に記載のとおりでございますので、未だ、上程されていない内容でございますので、一応説明は、その時にさせていただくのが妥当かと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。他に。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 宿泊を伴わない施設ということなんですが、仮に、宿泊を、近くのコンドミニアムですか、ホテルがありますけども、そこで泊まった場合は、そしたら 150 円いるということなんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願ひます。はい、税務課長。

税務課長（上谷正俊君） 失礼します。

この内容につきましては、この温泉施設については、宿泊を伴わない施設でございます。で、この施設の利用をされた場合は、この宿泊を伴わない場合の税率にさせていただくということでございますので、他の施設に宿泊されるかどうかについては、全く問いません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。吉井秀美君。

〔吉井君「一緒です」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） あっ、一緒ですか。他に。  
ないようですから、質疑を終結したいと思います。  
これより本案に対する討論に入ります。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようでございますので、討論を終結いたします。  
議案第 72 号、佐用町税条例の一部を改正する条例について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。あっ、すいません。挙手、全員であります。  
よって、本案は、原案のとおり承認されました。

---

#### 日程第 23 . 議案第 73 号 町道路線の変更について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 23 に入ります。  
議案第 73 号、町道路線の変更についてを議題といたします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました、議案第 73 号、町道路線の変更につきまして、提案のご説明を申し上げます。

議員ご承知のとおり、平成 16 年の台風 21 号の集中豪雨により未曾有の大水害の大きな要因でありました双観橋を、関係集落住民の危険な橋梁を早期に撤去して欲しいという要望を受け、また兵庫県の格段のご支援をいただき、この 3 月に撤去をしたところでございます。そのことにより、町道双観橋の起点は変更ありませんが、終点を右岸に沿って延びています町道上河原船着線にタッチする久崎 557 の 5 番地に変更し、総延長を約 82 メートル減の 77.5 メートルとするものでございます。

なお、左岸側に残る延長約 7 メートルにつきましては、町道家内中渡線に取り込み、本議案が承認いただけた後に区域変更として告示の予定でございます。

道路法第 10 条第 2 項の規定により、議会の議決が必要でございますので、ご承認をいただきますようお願いを申し上げ、提案のご説明といたします。

よろしく申し上げます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。  
本案につきましても、本日即決といたします。  
議案第 73 号、町道路線の変更についての質疑に入ります。質疑ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、質疑を終結いたします。

これより本案について討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようでございますので、討論を終結いたします。

議案第 73 号、町道路線の変更について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 24、日程第 25 ないし日程第 29 について

日程第 25、議案第 74 号 平成 19 年度佐用町一般会計補正予算案（第 1 号）の提出について

日程第 26、議案第 75 号 平成 19 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について

日程第 27、議案第 76 号 平成 19 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について

日程第 28、議案第 77 号 平成 19 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について

日程第 29、議案第 78 号 平成 19 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 24 に入ります。

日程 25 号ないし日程 29 号については一括議題といたします。

議案第 74 号、平成 19 年度佐用町一般会計補正予算案（第 1 号）の提出について。

議案第 75 号、平成 19 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について。

議案第 76 号、平成 19 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について。

議案第 77 号、平成 19 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について。

議案第 78 号、平成 19 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

町長（庵逄典章君） ちょっと、議長待ってください。

議長（西岡 正君） はい。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、佐用町一般会計補正予算につきまして、特別会計も含め

て、ただ今上程をいただきました、議案第 74 号ないし第 78 号議案までの平成 19 年度の一般会計並びに各特別会計補正予算につきましての提案のご説明を申し上げます。

議案第 74 号、佐用町一般会計補正予算第 1 号でございますが、今回、既定の歳入歳出予算の総額に 4,988 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 127 億 5,733 万 2,000 円に改めております。

歳入の内訳でございますが、町税の入湯税を 35 万 9,000 円増額いたしております。

国庫支出金の障害者支援費負担金は、更生医療、人工透析分 220 万円、総務費補助金は、外出支援車輛購入経費、体育指導員制服経費及び財産台帳整備経費の合併推進体制整備費補助金 1,600 万円でございます。県支出金の障害者支援費負担金は、国庫支出金同様の更生医療費分 110 万円、農業費補助金は、安川・櫛田地区の大豆播種機補助金 83 万円を計上いたしております。寄附金は、上月家内の岡本医院より保育園遊具購入経費として、20 万円寄附をいただいております、それを計上いたしております。

繰入金は、財政調整基金 2,200 万円を繰り入れるものでございます。繰越金は、前年度繰越金 711 万 8,000 円を計上。諸収入は、上月小学校体育館建設設計図書代として 7 万 5,000 円を計上いたしております。

次に、歳出でございますが、総務費関係の合併体制整備事業費は、合併推進体制整備費補助金内示に伴います関係経費 1,954 万 2,000 円、支所及び出張所費は、節内予算の組み替え、情報通信基盤整備事業費 1,250 万円は、共聴受信施設撤去事業補助金として計上いたしております。

次に、民生費関係では、高齢者福祉費の繰出金は、老人保健過年度精算が確定いたしましたので 450 万円を計上、障害福祉費は自立支援医療給付事業 440 万円を増額、保育園費は、寄附金を充当いたしまして遊具等の経費を計上いたしております。

農林水産業費関係は、農業振興費で県産大豆生産拡大緊急対策事業補助金は、櫛田・安川地区への大豆播種機購入補助金 124 万 5,000 円、農地費の農地水環境保全向上活動支援事業負担金は、面積増に伴い 44 万円増、農産物加工センター運営費は、ひまわり館浄化槽の設計委託料 100 万円を計上いたしております。

次に、商工費の観光費は、笹ヶ丘荘のボイラー修繕等に係ります経費 690 万円の特別会計繰出金でございます。

消防費の常備消防費は、節内予算の組替えを行っております。

教育費関係の小学校施設整備費は、上月小学校体育館建設設計図書印刷費、中学校費の教育振興費は、節内予算の組替え、生涯学習振興費は、地域連携事業、ふれあいの祭典文化事業経費増額に伴う整理、保健体育費は、総務費の合併体制整備事業費に組み替えをいたしました関係で 107 万 1,000 円減額いたしております。

第 2 条、債務負担行為の追加は、第 2 表債務負担行為補正の 2 ページ内訳は、消防署火災出動服防火衣について、整備、防火衣の整備に伴います債務負担行為補正でございます。

次に、議案第 75 号、平成 19 年度国民健康保険特別会計補正予算第 1 号についての提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ 199 万 3,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 21 億 1,739 万 3,000 円とするものでございます。

平成 20 年度より、保険者の責任において実施することが義務化される特定検診に向けて、事業を円滑に行うための準備事業として 100 パーセント補助の国保ヘルスアップ事業を取り入れるもので、歳入では、国庫支出金で 199 万 3,000 円を、歳出では、保健事業費として同額の 199 万 3,000 円を増額するものであります。

特定検診の実施方法につきましては、現在検討中ではありますが、国保ヘルスアップ事業の内訳、内容は、町内から 40 歳から 74 歳までの方 50 名を対象に、被保険者の生活習慣

病対策を重点的に行い、生活習慣病の一次予防を中心に位置づけた事業として、個々の被保険者の自主的な健康増進及び疾病予防を図り、ひいては被保険者の生活の質の向上、クオリティオブライフの向上を通じた、将来的な医療費の伸びの抑制を図るための事業でございます。

以上、国民健康保険特別会計補正予算の概要についての説明といたします。

次に、議案第 76 号、平成 19 年度佐用町老人保健特別会計補正予算第 1 号の提出について、提案のご説明を申し上げます。本予算の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 450 万円を追加し、総額を 34 億 4,776 万 4,000 円とするものです。今回の補正予算は、過年度の精算による償還金が発生するためのもので、歳入では、繰入金において一般会計より繰入金 450 万円を追加し、歳出では、諸支出金の内、償還金として支払基金に返還するため 450 万円を増額しようとするものでございます。

以上、老人保健特別会計補正予算の説明といたします。

次に、議案第 77 号、平成 19 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算第 1 号のご説明を申し上げます。今回の補正は、県指定管理料の追加補正と予算の調整をし、19 年度の公園運営の充実を図ろうとするものであり、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 289 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 2 億 2,034 万 4,000 円といたしております。

まず、歳出におきましては、天文台公園運営費の工事請負費の追加と経費調整の 289 万 6,000 円でございます。

一方、歳入では、県委託金 289 万 6,000 円の補正でございます。

以上、西はりま天文台公園特別会計補正予算の概要の説明といたします。

次に、議案第 78 号、平成 19 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算第 1 号につきまして、提案のご説明を申し上げます。既定の歳入歳出予算額に歳入歳出それぞれ 690 万円を追加し、予算総額を 1 億 2,721 万 9,000 円にしようとするものでございます。

補正しようとする内容は、笹ヶ丘荘の給湯ボイラー、貯湯槽の漏水等により緊急を要するもので、まず、歳入につきまして一般会計繰入金 690 万円を増額いたしております。

歳出につきましては、笹ヶ丘荘管理運営費 600 万円の増額は、貯湯槽及び調理室用ガスボイラー改修工事のための不足額で、交流会館管理運営費 90 万円の増額は、交流会館の転落防止用外周柵改修工事の工事請負費でございます。

以上、5 件一括してご説明を申し上げます。ご承認をいただきますように、お願いを申し上げます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にいたしております、議案第 74 号ないし議案第 78 号につきましては、6 月 28 日の本会議を予定いたしておりますので、議事を打ち切りたいと思いますが、これにこれにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

---

日程第 30．請願第 1 号 次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 30 に移ります。

請願についてであります。

今期定例会に請願 1 件を受理いたしております。

請願第 1 号、次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件については、会議規則第 87 条の規定により委員会の付託を省略して直ちに審議に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君）                      ご異議なしと認めます。

請願第 1 号、次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件を議題といたします。

請願に対する紹介議員の説明を求めます。17 番、山田弘治君。

〔17 番 山田弘治君 登壇〕

17 番（山田弘治君）                      それでは、ただ今、上程されました請願につきまして、提案説明を行いたいと思います。

初めに、第 8 次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の実施についてということであります。教職員 1 人当たりの児童生徒数を少なくしていくと、子に応じたきめ細かな学習指導が可能になります。また少人数指導を導入することによって、子ども達が学ぶ意欲を喚起し、学力向上に効果があったという報告も数多く寄せられております。しかし、政府は、公務員総人件費の削減という観点から文科省の概算要求をけて、2006 年度、平成 18 年度であります。教職員定数改善を実施しませんでした。政府与党は、今後 5 年間で地方公務員全体の 4.6 パーセント以上を削減しようと検討をしております。2005 年度現在の教職員数は 98 万 2,894 人ですから 4 万 5,213 人の教職員が、この 5 年間で減じられることになります。これからの自然減を見込まれている 2 万 2,400 人を差し引いても約 2 万 2,900 人も削減となります。更なる教職員の定数増を求める声がありながら、2 万人を超える削減をしようとする動きに対して、我々学校現場からも、断固反対しているところがあります。2 万人を超える削減は、第 7 次で増員された分、2 万 7,000 人をそっくりそのまま帰すことと等しく、この 5 年間で推進されて来た、子に応じた教育や少人数教育ができなくなることを意味をしております。低学力問題を深刻に捉えるならば、その対策に最も有効だと言われる少人数教育を推進するため、できるだけ早期に第 8 次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の実施を強く要望するものであります。

次に、義務教育国庫負担制度の堅持についてであります。この制度は、基本的に義務教育諸学校の教職員給与について、概ね国が負担するというものであります。これまでは、その 2 分の 1 を国が負担し、残りは、都道府県が負担をしておりました。その額は、平成 17 年度文部科学省所轄一般会計予算の 44.1 パーセントにも達しております。そこで最もウエートを占める人件費を何とかしたいという観点から、予算の再検討が繰り返し指摘され、大蔵省現の財務省を中心に、負担金の見直しが毎年のように提起をされて参りました。その結果、1984 年以降年々様々な手当が一般財源化され、1985 年、昭和 60 年度におきましては、子ども達の学習に必要な教材費や教職員の旅費が国庫負担から外されたことに始まり、2004 年度、平成 16 年度には、国庫負担の中身は、教職員の給料、諸手当だけとなりました。おまけに、義務制中学校教職員の給料、諸手当が国庫負担から外されそうにもなりました。義務教育費は、国庫支出の中で、負担金という位置づけになっております。負担金は、自治体が法令に基づいて、経費を負担し、予算執行しなければならない義務が

あります。そういった縛りがあることによって、全国一律に平等な教育条件が提供できるわけであります。日本の義務教育の根本を支えるものでなければなりません。よって、地方自治法第99条の規定に基づいて、国の関係機関へ意見書の提出を願うものであります。議員各位のご賛同をお願い申し上げ提案説明といたします。

議長（西岡 正君） 請願第1号に対する紹介議員の説明は終わりました。  
これより請願第1号に対する質疑に入りますが、ございますか。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） 紹介議員の方に、ちょっとお聞きをするわけなんです、これ記述のところに1項、2項書いてあるわけですが、このきめ細かい教育の実現の為に、自然減を上回る教職員定数の削減を行うことなく、学校現場に必要な教職員の人員、人材を確保することというふうに書いてあるんですが、今全国的なレベルは、私は、よくは把握しておりませんけども、少なくとも佐用町の場合、本当にこう学校教育の教育者の人数は不足しているような事があるのかどうかという事と。その2項目、義務教育費の国庫負担制度を堅持することと、これ、2分の1が3分の1に減らされたということがあります。だったら3分の1を2分の1に戻すようにというふうな形での請願の方が、私はいいんじゃないかというふうに思うんですが、その点の、ちょっと説明お願いします。

議長（西岡 正君） はい、山田議員。

17 番（山田弘治君） 佐用町の件ですけども、私が聞いた範囲内では、加配っていう制度があるんですけども、そういう形で、配慮されておるといふふうに聞いております。それから、2分の1が、今度3分の1になったという事ですけども、当然我々としては、当然、2分の1に戻して欲しいと言う分が、当然願う事があるんですけども、私が聞いておるんでは、3分の1を、これ以上、国からの補助は減らさんという欲しいという内容の説明をもらっております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいでしょうか。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） いやね、少なくとも、僕、佐用の地方議会として、請願をする場合に、やっぱし、一番この佐用町の実情に合うたね、形の事で、僕は、請願をしていったらいいと思うんですが、毎年この教職員組合から、組合活動の本当に一貫として出されておるといふ感じが、旧町時代からしておったんです。それでまあ、賛成したりせなんだり、ちょっと、飛び飛びな事があったんですが、そういうところで、ちょっと、僕が、この事については、ちょっと疑問感じるんですけどね。以上です。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田議員。

17 番（山田弘治君） これは、文面的には、全国を統一した文書であります。そういう事で、それを基に提案説明をさせていただきました。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔川田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、川田議員。

16 番（川田真悟君） 16 番、川田です。

ちょっとお聞きしますけど、今、山田議員の説明の中で、政府与党という言葉が出て来たと思うんですけども、請願の文書の中に与党という言葉はないんですけども、私は、与党を支持する者として、与党を批判されたらどうかなと思うんですけども、そういった点は、いかがかなと思ってますけども。政府という名前は、文書は出ますけど、政府与党という山田議員は、2、3回出て来たなという事が、私の記憶の中にあるんですけども、どんな具合でしょう。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田議員。

17 番（山田弘治君） 今、さっきのような壇上で、読上げた文章の中には、もしかしたら、その、私が、その、付けたしではないんですけども、言うたかも分かりません。文面にはありません。これには。私が、

議長（西岡 正君） 川田議員よろしいでしょうか。

16 番（川田真悟君） ちょっと、ちょっと待ってよ。

議長（西岡 正君） よろしいですか。川田議員。

16 番（川田真悟君） まあ、私の方は、請願の意見書の文章言うんか、早く聞いとったもので、山田議員の方は、この中に説明の中で、そういう事があったらしいいう事で、確かに、これ書いてますね。政府与党は、今後5年間で、地方公務員全体の46パーセントいうことになって、政府と与党は、ある意味では、一体だと思うんですけども、多少、違うところもありますし、どういった事で、これ政府与党という言葉使いになったんかなと。私は、政府と与党と、まあ教育の問題ですからね、確かに、地元のこともありますし、色々なこともありますんでね、その辺を、ちょっとお聞きしたかったんで、私の言ってる意味わかっていただけますかね。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。  
ないようですから、これをもって、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入ります。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

請願第 1 号、次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件について、原案のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、本案は、原案のとおり採択することに決定しました。

---

議長（西岡 正君） 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

なお、6 月 13 日の本会議は午前 10 時開会とし、一般質問を行いますので、ご承知くださいますようお願い申し上げます。

本日はこれにて、散会をいたします。大変、ご苦労さんでございました。ありがとうございました。

午後 1 5 時 0 0 分 散会

---